

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和3年3月8日

【発行者名】 アルジェブリスUCITSファンズ plc
(Algebris UCITS Funds plc)

【代表者の役職氏名】 取締役 カール・オサリバン
(Director Carl O'Sullivan)

【本店の所在の場所】 アイルランド、ダブリン2、サー・ジョン・ロジャーソンズ・キー
33番
(33 Sir John Rogerson's Quay, Dublin 2, Ireland)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三 浦 健
弁護士 大 西 信 治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三 浦 健
弁護士 大 西 信 治
弁護士 白 川 剛 士
弁護士 清 野 美 衣

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

【届出の対象とした募集（売出）外国投資証券に係る外国投資法人の名称】
アルジェブリスUCITSファンズ plc
- アルジェブリス・ファイナンシャル・クレジット・ファンド
(Algebris UCITS Funds plc
- Algebris Financial Credit Fund)

【届出の対象とした募集（売出）外国投資証券の形態及び金額】
記名式無額面投資証券
アルジェブリスUCITSファンズ plc
- アルジェブリス・ファイナンシャル・クレジット・ファンド
クラスW米ドル投資証券
クラスWd米ドル投資証券
上限見込額は以下のとおりである。
クラスW米ドル投資証券：12億3,050万米ドル（約1,346億5,362万円）
クラスWd米ドル投資証券：10億1,350万米ドル（約1,109億731万円）
（注1）米ドルの円貨換算は、別途記載のない限り、便宜上、2020年2月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝109.43円）による。
（注2）上限見込額は、便宜上、クラスW米ドル投資証券の2020年2月28日現在の1口当たり純資産価格（123.05米ドル）およびクラスWd米ドル投資証券の2020年2月28日現在の1口当たり純資産価格（101.35米ドル）にそれぞれ1,000万口を乗じて算出された金額である。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2020年5月1日付をもって提出した有価証券届出書(2020年6月30日付および2020年9月30日付有価証券届出書の訂正届出書により訂正済。以下「原届出書」といいます。)について、2020年12月31日付で、新たに管理会社が任命され、ファンドの設立地における目論見書が更新されましたので、これに関する記載を訂正するため、また、2021年3月8日付で申込取扱場所が変更されたので、これに関する記載を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、下線または傍線の部分は訂正部分を示します。

2【訂正の内容】

第一部 証券情報

第1 外国投資証券(外国新投資口予約権証券及び外国投資法人債券を除く。)

(10) 申込取扱場所

<訂正前>

UBS証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号
大手町ファーストスクエア イーストタワー
電話番号 0120 - 073 - 533
ホームページ・アドレス www.ubs.com/jp/ja

(以下「UBS証券」または「日本における販売会社」という。)

(注)日本における販売会社の本支店において申込みの取扱いを行う。

<訂正後>

UBS証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
丸の内永楽ビルディング
電話番号 0120 - 073 - 533
ホームページ・アドレス www.ubs.com/jp/ja

(以下「UBS証券」または「日本における販売会社」という。)

(注)日本における販売会社の本支店において申込みの取扱いを行う。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 外国投資法人の概況

（2）外国投資法人の目的及び基本的性格

a．外国投資法人の目的および基本的性格

< 訂正前 >

(前略)			
定款			
	当初提出	2012年 2 月13日	会社登記官に提出された。
	修正	2012年 7 月31日	投資主総会の特別決議で修正された。
		2013年 7 月26日	投資主総会の特別決議で修正された。
		2016年 9 月30日	投資主総会の特別決議で修正された。
投資運用会社		アルジェブリス (UK) リミテッド (Algebris (UK) Limited)	

（後略）

< 訂正後 >

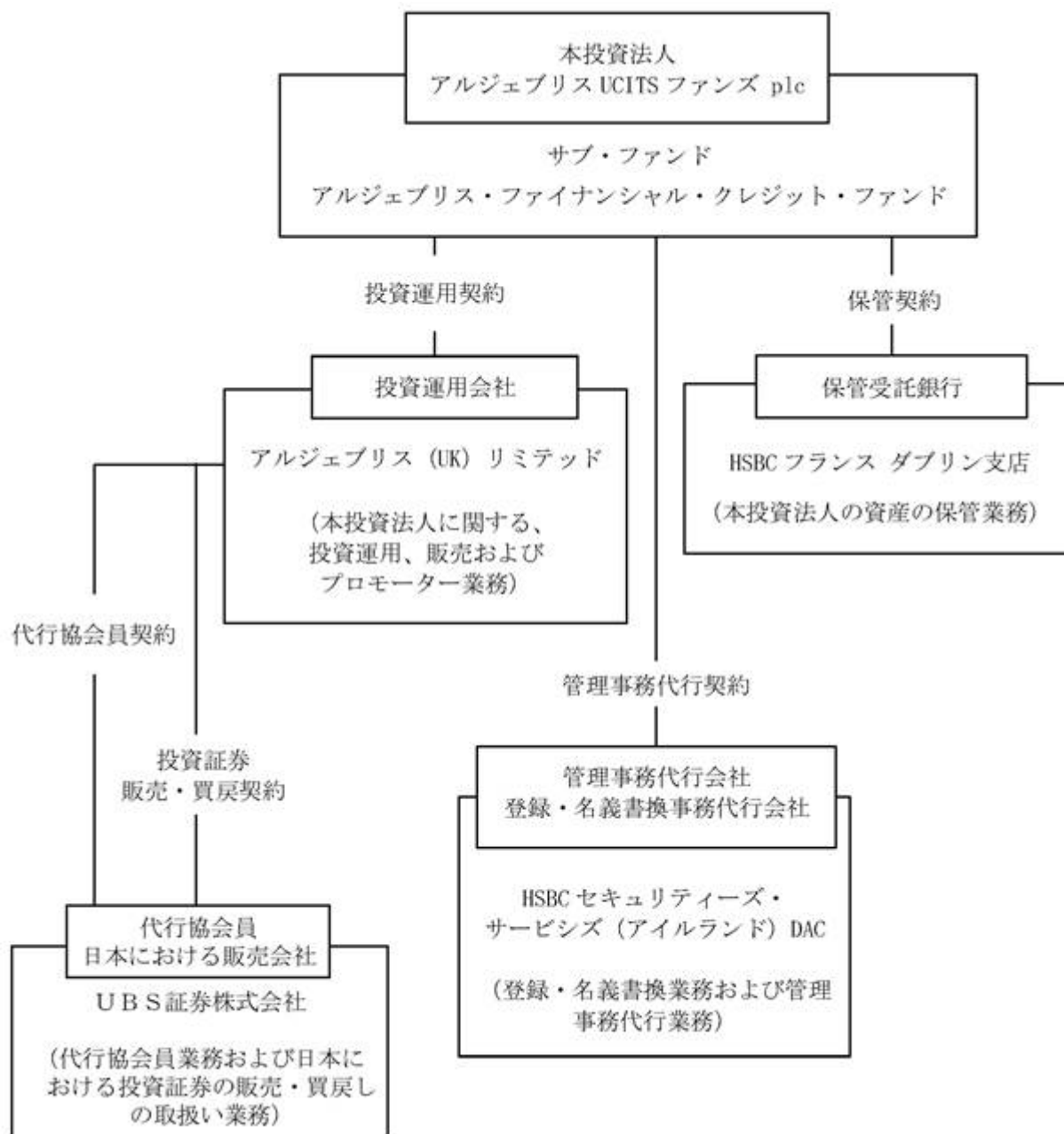
(前略)			
定 款			
	当初提出	2012年 2 月13日	会社登記官に提出された。
	修正	2012年 7 月31日	投資主総会の特別決議で修正された。
		2013年 7 月26日	投資主総会の特別決議で修正された。
		2016年 9 月30日	投資主総会の特別決議で修正された。
		2020年10月22日	投資主総会の特別決議で修正された。
管理会社		<u>アルジェブリス・インベストメンツ（アイルランド）リミテッド</u> <u>(Algebris Investments (Ireland) Limited)</u>	

（後略）

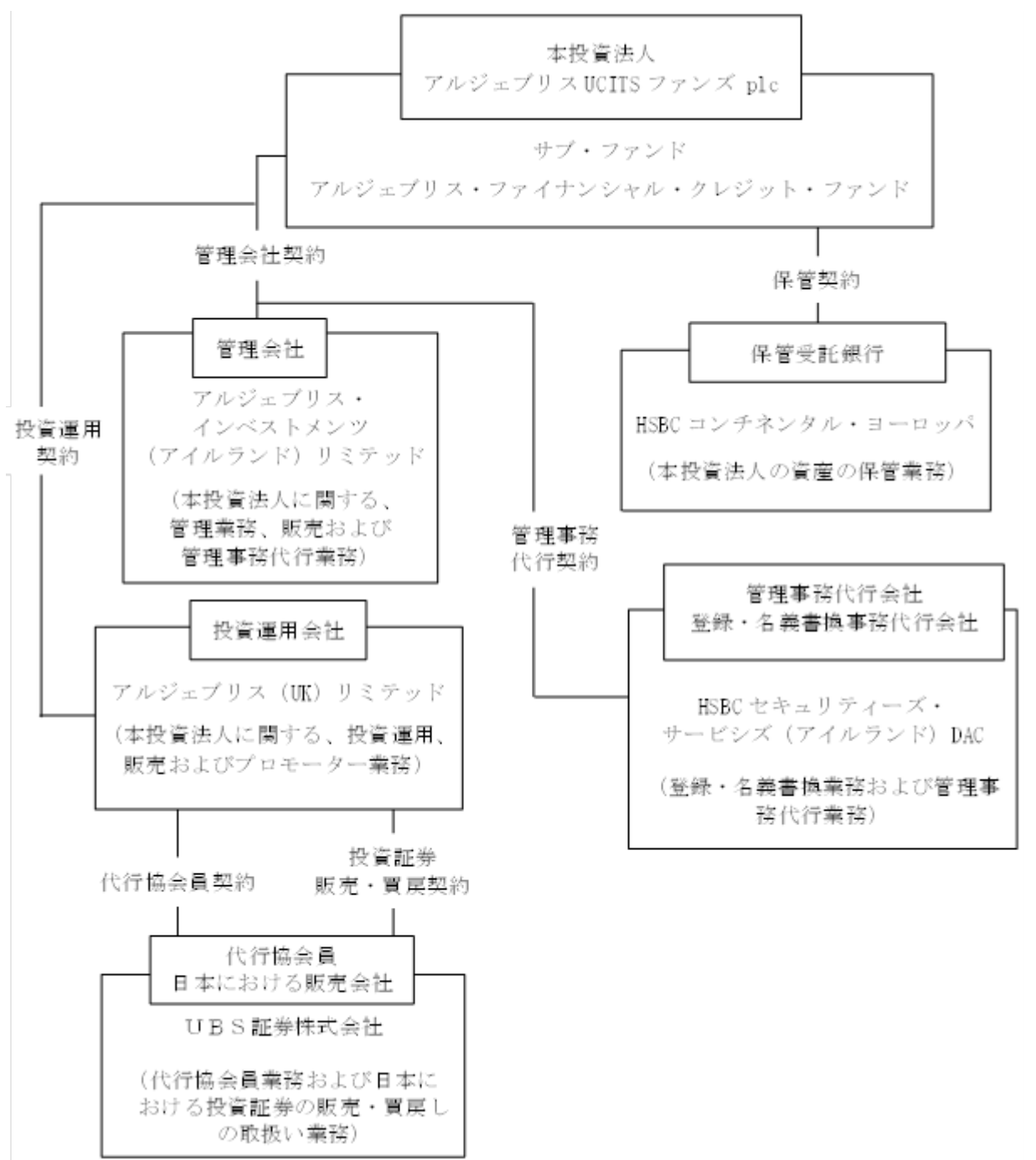
(3) 外国投資法人の仕組み

a . ファンドの仕組み

< 訂正前 >



<訂正後>



b. 本投資法人および関係法人の名称、運営上の役割および関係業務の内容

<訂正前>

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
アルジェブリスUCITSファンズ plc (Algebiris UCITS Funds plc)	外国投資法人	本投資法人は、公衆から調達した資金を、譲渡可能証券および流動性のある金融資産のいずれかまたは両方に集団的に投資する。
アルジェブリス（UK）リミテッド (Algebris (UK) Limited)	投資運用会社	2016年12月28日付で本投資法人との間で投資運用契約（注1）を締結。本投資法人の資産の投資および再投資業務ならびに本投資法人の投資証券の販売業務等について規定している。
HSBCフランス ダブリン支店 (HSBC France, Dublin Branch)	保管受託銀行	2016年10月13日付で本投資法人との間で保管契約（注2）を締結。本投資法人の資産の保管業務等について規定している。
HSBCセキュリティーズ・サービス ズ（アイルランド）DAC (HSBC Securities Services (Ireland) DAC)	管理事務代行会社 登録・名義書換事務代 行会社	2012年8月9日付で本投資法人との間で管理事務代行契約（注3）を締結。管理事務代行業務、会計業務、登録業務、名義書換業務等について規定している。
UBS証券株式会社	代行協会員 日本における販売会社	2020年4月22日付で投資運用会社との間で代行協会員契約（注4）を締結。日本における代行協会員業務について規定している。 2020年4月22日付で投資運用会社との間で投資証券販売・買戻契約（注5）を締結。投資証券の販売および買戻しについて規定している。

（注1）投資運用契約とは、投資運用会社が、本投資法人の資産の投資および再投資業務ならびに本投資法人の投資証券の販売業務等を行うことを約する契約である。

（注2）保管契約とは、保管受託銀行が、ファンド資産の保管業務等を行うことを約する契約である。

（注3）管理事務代行契約とは、管理事務代行会社が、管理事務代行業務、会計業務、登録業務、名義書換業務等を行うことを約する契約である。

（注4）代行協会員契約とは、ファンドのために投資運用会社によって任命された日本における代行協会員が、投資証券に関する目論見書の配布、投資証券1口当たりの純資産価格の公表等を行うことを約する契約をいう。

（注5）投資証券販売・買戻契約とは、日本における販売会社が、投資証券の日本における募集の目的で投資証券を日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することを約する契約をいう。

<訂正後>

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
アルジェブリスUCITSファンズ plc (Algebris UCITS Funds plc)	外国投資法人	本投資法人は、公衆から調達した資金を、譲渡可能証券および流動性のある金融資産のいずれかまたは両方に集団的に投資する。
アルジェブリス・インベストメン ツ(アイルランド)リミテッド (Algebris Investments (Ireland) Limited)	管理会社	2020年12月31日付で本投資法人との間で管理会社契約(注1)を締結。取締役の全体的な方針および指示に従い、本投資法人の管理、販売および関連する管理事務代行業務について規定している。
アルジェブリス(UK)リミテッド (Algebris (UK) Limited)	投資運用会社	2016年12月28日付で本投資法人との間で投資運用契約(2020年12月31日付で本投資法人、管理会社および投資運用会社の間で変更・再録済み)(注2)を締結。投資運用会社として任命されているサブ・ファンドの資産の投資および再投資業務ならびに当該サブ・ファンドの投資証券の販売業務等について規定している。
HSBCコンチネンタル・ヨーロッパ (HSBC Continental Europe)	保管受託銀行	2016年10月13日付で本投資法人との間で保管契約(2020年12月31日付で当事者間で変更済み)(注3)を締結。本投資法人の資産の保管業務等について規定している。
HSBCセキュリティーズ・サービ ズ(アイルランド)DAC (HSBC Securities Services (Ireland) DAC)	管理事務代行会社 登録・名義書換事務代 行会社	2012年8月9日付で本投資法人との間で管理事務代行契約(2020年12月31日付で本投資法人、管理会社および管理事務代行会社の間で変更・再録済み)(注4)を締結。本投資法人に関して管理会社に対する管理事務代行業務、会計業務、登録業務、名義書換業務等について規定している。
UBS証券株式会社	代行協会員 日本における販売会社	2020年4月22日付で投資運用会社との間で代行協会員契約(注5)を締結。日本における代行協会員業務について規定している。 2020年4月22日付で投資運用会社との間で投資証券販売・買戻契約(注6)を締結。投資証券の販売および買戻しについて規定している。

- （注１）管理会社契約とは、管理会社が、取締役の全体的な方針および指示に従い、本投資法人の管理業務、販売および管理事務代行業務を行うことを約する契約である。
- （注２）投資運用契約とは、投資運用会社が、投資運用会社として任命されているサブ・ファンドの資産の投資および再投資業務ならびに当該サブ・ファンドの投資証券の販売業務等を行うことを約する契約である。
- （注３）保管契約とは、保管受託銀行が、ファンド資産の保管業務等を行うことを約する契約である。
- （注４）管理事務代行契約とは、管理事務代行会社が、本投資法人に関して管理会社に対する管理事務代行業務、会計業務、登録業務、名義書換業務等を行うことを約する契約である。
- （注５）代行協会員契約とは、ファンドのために投資運用会社によって任命された日本における代行協会員が、投資証券に関する目論見書の配布、投資証券１口当たりの純資産価格の公表等を行うことを約する契約をいう。
- （注６）投資証券販売・買戻契約とは、日本における販売会社が、投資証券の日本における募集の目的で投資証券を日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することを約する契約をいう。

（４）外国投資法人の機構

< 訂正前 >

統治に関する事項

（中略）

取締役会

取締役会は、通常定款に従い、本投資法人の業務の運営に責任を負う。取締役は、取締役の監督および指示に従う投資運用会社およびその他の当事者に一定の職務を委託することができる。

本投資法人は、本投資法人の日々の管理を管理事務代行会社に委任しているため、いずれの取締役も業務執行取締役ではない。

運用体制

本投資法人と投資運用会社との間の2016年12月28日付投資運用契約に基づき、投資運用会社は、本投資法人の資産の投資および再投資について責任を負う。

< 訂正後 >

統治に関する事項

（中略）

取締役会

取締役会は、通常定款に従い、本投資法人の業務の運営に責任を負う。取締役は、取締役の監督および指示に従う管理会社に本投資法人の管理を委託している。

本投資法人は、本投資法人の日々の管理を管理会社に委任しているため、いずれの取締役も業務執行取締役ではない。

運用体制

管理会社契約に基づき、管理会社は、取締役の全体的な方針および指示に従い、本投資法人の管理、販売および関連する管理事務代行業務について責任を負う。

投資運用契約に基づき、投資運用会社は、投資運用会社として任命されているサブ・ファンドの資産の投資および再投資ならびに当該サブ・ファンドの投資証券の販売業務について責任を負う。

2 投資方針

(1) 投資方針

<訂正前>

本投資法人の投資方針

(中略)

新規発行証券

(中略)

とりわけ「新規発行証券規則」の既存の解釈および変更ならびに管理事務上の負担および公平と公正の原則を含む実務上の勘案事項に照らして、サブ・ファンドまたは投資運用会社が、サブ・ファンドまたは本投資法人全体にとって適切とみなす場合、上記は、サブ・ファンドまたは投資運用会社が投資会社免除以外の新規発行証券規則に基づく免除に随時依拠する権限をいかなる方法でも制限しないものとする。

通貨取引

サブ・ファンドの投資対象は、幅広い通貨で取得することができる。サブ・ファンドのクラスが関連する英文目論見書補遺において「ヘッジ」型として指定されている場合、本投資法人は為替ヘッジ手法を使用するものとする。為替ヘッジは、関連するサブ・ファンドの基準通貨に対するサブ・ファンドの資産の表示通貨の変動に対して、サブ・ファンドのエクスポージャーを減らすために行われるものとする。関連するサブ・ファンドは、基準通貨以外の通貨建ての資産への投資から生じる通貨エクスポージャーをヘッジするものとする。サブ・ファンドは、基準通貨以外の通貨建てのクラスで構成されることがある。かかる場合、投資運用会社は、関連するサブ・ファンドの基準通貨と基準通貨以外の通貨建ての関連するサブ・ファンドのクラスの表示通貨との間の為替エクスポージャー・リスクのヘッジを追求するものとする。

関連する英文目論見書補遺に明記される場合、本投資法人は、クラスの表示通貨と関連するサブ・ファンドの資産の表示通貨との間の為替変動リスクをヘッジするために当該ヘッジ・クラスに関するデリバティブ取引を実行することもある。

意図しないにもかかわらず、投資運用会社の支配の及ばない要因により、オーバー・ヘッジまたはアンダー・ヘッジのポジションが生じる可能性がある。

(中略)

投資目的および投資方針の遵守

サブ・ファンドの関連する英文目論見書補遺に開示される投資目的の変更および関連する英文目論見書補遺に開示される投資方針の重大な変更は、投資主全員の書面による承認または投資主総会における投票の過半数を条件とし、アイルランド中央銀行に通知されるものとする。投資目的および/または投資方針を変更する場合、当該変更の実施前に投資主が自己の投資証券を買い戻すことができるよう合理的な通知期間が投資主に与えられる。アイルランド中央銀行の要件に従い、英文目論見書および/または英文目論見書補遺の内容の重大な変更は、次の定期報告書において投資主に通知されるものとする。

投資手法および商品

金融デリバティブ商品

アイルランド中央銀行は、金融デリバティブ商品を利用するすべてのUCITSファンドに、金融デリバティブ商品に関連する様々なリスクを正確に管理、測定および監視することができるリスク管理プロセスを採用することを義務付けている。これは、本投資法人が金融デリバティブ商品を利用する前にアイルランド中央銀行に提出し、事前に承認を得なければならない本投資法人のリスク管理プロセスにおいて文書化される。この文書の更新は、アイルランド中央銀行の審査を受けなければならない。リスク管理プロセスに含まれていない金融デリバティブ商品は、改定されたリスク管理プロセスがアイルランド中央銀行に提出されるまで使用されない。本投資法人の場合、投資運用会社は、リスク管理プロセスに定めるシステムおよびコントロールの実施に責任を負う。

（中略）

適格取引相手方

トータル・リターン・スワップまたはその他のOTCデリバティブ契約の取引相手方は、本書別紙Dの第2条に記載されるカテゴリーのいずれかに該当するものとする。

OTCデリバティブ契約または証券金融取引の取引相手方については、他の勘案事項のうち、とりわけ、取引相手方の外部信用格付、関連する取引相手方に適用される規制上の監督、取引相手方の設立国、取引相手方の法律上の地位を含む、本投資法人が行う適切な内部評価を受けるものとする。

関連する証券金融取引契約またはOTCデリバティブ契約の取引相手方がアイルランド中央銀行UCITS規則第7条に定めるカテゴリーのいずれかに該当する信用機関である場合を除き、当該取引相手方が本書別紙Dの第3条に記載されるカテゴリーのいずれかに該当する場合、取引相手方に対して本投資法人による新たな信用評価が遅滞なく行われるものとする。

（中略）

アルジェブリス・ファイナンシャル・クレジット・ファンドの投資方針

（中略）

一般

効率的なポートフォリオ管理手法から生じる直接的および間接的な費用および経費は、サブ・ファンドに引き渡される収益から控除することができる。これらの費用および経費は隠れた収益を含まず、含むべきではない。当該効率的なポートフォリオ管理手法から生じるすべての収益は、直接的および間接的な費用を控除した後、サブ・ファンドに返還される。直接的および間接的な費用および経費が支払われる事業体には、銀行、投資会社、ブローカー・ディーラーまたはその他の金融機関もしくは仲介業者が含まれ、本投資法人または保管受託銀行の関連当事者である場合がある。

（後略）

< 訂正後 >

本投資法人の投資方針

（中略）

新規発行証券

（中略）

とりわけ「新規発行証券規則」の既存の解釈および変更ならびに管理事務上の負担および公平と公正の原則を含む実務上の勘案事項に照らして、サブ・ファンド、管理会社または投資運用会社が、サブ・ファンドまたは本投資法人全体にとって適切とみなす場合、上記は、サブ・ファンド、管理会社または投資運用会社が投資会社免除以外の新規発行証券規則に基づく免除に随時依拠する権限をいかなる方法でも制限しないものとする。

通貨取引

サブ・ファンドの投資対象は、幅広い通貨で取得することができる。サブ・ファンドのクラスが関連する英文目論見書補遺において「ヘッジ」型として指定されている場合、本投資法人は為替ヘッジ手法を使用するものとする。為替ヘッジは、関連するサブ・ファンドの基準通貨に対するサブ・ファンドの資産の表示通貨の変動に対して、サブ・ファンドのエクスポージャーを減らすために行われるものとする。関連するサブ・ファンドは、基準通貨以外の通貨建ての資産への投資から生じる通貨エクスポージャーをヘッジするものとする。サブ・ファンドは、基準通貨以外の通貨建てのクラスで構成されることがある。かかる場合、管理会社または投資運用会社は、関連するサブ・ファンドの基準通貨と基準通貨以外の通貨建ての関連するサブ・ファンドのクラスの表示通貨との間の為替エクスポージャー・リスクのヘッジを追求するものとする。

関連する英文目論見書補遺に明記される場合、本投資法人は、クラスの表示通貨と関連するサブ・ファンドの資産の表示通貨との間の為替変動リスクをヘッジするために当該ヘッジ・クラスに関するデリバティブ取引を実行することもできる。

意図しないにもかかわらず、管理会社または投資運用会社（場合に応じる。）の支配の及ばない要因により、オーバー・ヘッジまたはアンダー・ヘッジのポジションが生じる可能性がある。

（中略）

投資目的および投資方針の遵守

サブ・ファンドの関連する英文目論見書補遺に開示される投資目的の変更および関連する英文目論見書補遺に開示される投資方針の重大な変更は、投資主全員の書面による承認または投資主総会における投票の過半数を条件とし、アイルランド中央銀行に通知されるものとする。投資目的の変更および／または投資方針の重大な変更がある場合、当該変更の実施前に投資主が自己の投資証券を買い戻すことができるよう合理的な通知期間が投資主に与えられる。アイルランド中央銀行の要件に従い、英文目論見書および／または英文目論見書補遺の内容の重大な変更は、次の定期報告書において投資主に通知されるものとする。

投資手法および商品

金融デリバティブ商品

アイルランド中央銀行は、金融デリバティブ商品を利用するすべてのUCITSファンドに、金融デリバティブ商品に関連する様々なリスクを正確に管理、測定および監視することができるリスク管理プロセスを採用することを義務付けている。これは、関連するサブ・ファンドが金融デリバティブ商品を利用する前にアイルランド中央銀行に提出し、事前に承認を得なければならない管理会社の関連するサブ・ファンドに関するリスク管理プロセスにおいて文書化される。この文書の更新は、アイルランド中央銀行の審査を受けなければならない。リスク管理プロセスに含まれていない金融デリバティブ商品は、改定されたリスク管理プロセスがアイルランド中央銀行に提出されるまで使用されない。本投資法人の場合、管理会社は、リスク管理プロセスに定めるシステムおよびコントロールの実施に責任を負う。

（中略）

適格取引相手方

トータル・リターン・スワップまたはその他のOTCデリバティブ契約の取引相手方は、本書別紙Dの第2条に記載されるカテゴリーのいずれかに該当するものとする。

OTCデリバティブ契約または証券金融取引の取引相手方については、他の勘案事項のうち、とりわけ、取引相手方の外部信用格付、関連する取引相手方に適用される規制上の監督、取引相手方の設立国、取引相手方の法律上の地位を含む、管理会社またはその代理人が行う適切な内部評価を受けるものとする。

関連する証券金融取引契約またはOTCデリバティブ契約の取引相手方がアイルランド中央銀行UCITS規則第7条に定めるカテゴリーのいずれかに該当する信用機関である場合を除き、当該取引相手方が本書

別紙Dの第3条に記載されるカテゴリーのいずれかに該当する場合、取引相手方に対して管理会社による新たな信用評価が遅滞なく行われるものとする。

(中略)

アルジェブリス・ファイナンシャル・クレジット・ファンドの投資方針

(中略)

一般

効率的なポートフォリオ管理手法から生じる直接的および間接的な費用および経費は、サブ・ファンドに引き渡される収益から控除することができる。これらの費用および経費は隠れた収益を含まず、含むべきではない。当該効率的なポートフォリオ管理手法から生じるすべての収益は、直接的および間接的な費用を控除した後、サブ・ファンドに返還される。直接的および間接的な費用および経費が支払われる事業体には、銀行、投資会社、ブローカー・ディーラーまたはその他の金融機関もしくは仲介業者が含まれ、本投資法人、管理会社、投資運用会社または保管受託銀行の関連当事者である場合がある。

(後略)

3 投資リスク

a. リスク要因

< 訂正前 >

（前略）

一般的なリスク

本投資法人の限られた運用歴

本投資法人の運用歴は限られている。投資運用会社の投資専門家（以下「投資チーム」と総称する。）は、本投資法人および各サブ・ファンドが追求する種類の機会に投資する多くの経験を有しているが、本投資法人または各サブ・ファンドが過去に投資チームが生み出した成果と同等のパフォーマンス成果を生み出す（または損失を回避する）保証はない。

（中略）

経営陣への依拠

投資判断は、投資運用会社がサブ・ファンドについて行う。サブ・ファンドの成功は、投資運用会社が適切な投資対象を特定し、当該投資対象を利益を得て処分する能力に左右される。また、期間にかかわらず、投資運用会社のすべての職員が投資運用会社と関係を持ち続けるという保証はない。投資運用会社の一または複数の従業員またはメンバーによる役務提供の喪失は、サブ・ファンドの投資目的を実現する能力に悪影響を及ぼす可能性がある。

時間の提供

投資運用会社、その関連会社およびその職員は、サブ・ファンドに加えて勘定および資金を現在管理しており、また、将来、追加の勘定および資金を管理する可能性があり、サブ・ファンドに対する責務を遂行しながら、他の資金および勘定に多大な時間および資源を費やす可能性もある。

投資運用会社が運用する資産を増やすことは、パフォーマンスに悪影響を与える可能性がある

運用資産が増加するにつれて、アドバイザーが達成する収益率は悪化する傾向があるようである。取締役は、その単独の裁量により、一または複数のクラスの投資証券の追加申込みの受付を閉鎖することまたは既存の投資主に資本を返還することができるが、サブ・ファンドのために受け入れることのできる申込総額に制限はない。さらに、投資運用会社は、類似のまたは異なる戦略を有する他のピークルまたは勘定の管理を妨げられない。

（中略）

法的リスクおよび政治的リスク

特定の国、特に発展途上国において、民間および外国投資、株式取引およびその他の契約関係を規定する法律の多くは、新規のものであり、また、大部分は未検証のものである。その結果、サブ・ファンドは、不十分な投資家保護、矛盾した法律、不完全、不明確および変化する法律、他の市場参加者側の規制に対する無知または違反、確立されたまたは効果的な法的救済の欠如、先進市場に特徴的な標準慣行および秘密保持慣習の欠如および既存の規制の執行の欠如を含む、多くの異常なリスクにさらされることがある。さらに、サブ・ファンドの資産が投資されている特定の国では、判決を取得し、執行することが困難な場合がある。権利の保護および執行におけるこの困難がサブ・ファンドおよびその業務に重大な悪影響を及ぼさないという保証はない。さらに、サブ・ファンドの収益および利得は、投資口保有者が外国税額控除を全額受け取ることができない外国政府によって課される源泉徴収税の対象となることがある。さらに、アイルランド国外の裁判所で判決を取得し、執行することは困難な場合がある。

（中略）

世界の経済状況および市況

投資運用会社は、新興市場、フロンティア市場または発展途上市場を含め、世界中の様々な市場で取引されている通貨および証券に投資することができるが、その一部は政府当局により高度に支配されている。

(中略)

英国のEU離脱

2020年1月31日以降、英国(以下「英国」という。)は、欧州連合の一部ではなくなる。英国の離脱は、英国のみならず、欧州連合、欧州経済地域および世界全体に長期にわたる不確実性および市場ボラティリティを引き起こす可能性がある。投資運用会社は、FCAによって承認され規制された投資運用者であり、移行期間の経過後は、英国法に組み込まれていたか、または英国で直接影響を有していた一定の欧州指令および規則(例えば、MiFID IIおよびEMIR)の規定の対象とはならない。EU離脱の決定が英国の規制枠組みに及ぼす長期的な影響は、部分的には、将来英国がEUとの間で確立しようとする関係に左右される。特に、EU指令を組み込んでいた英国の法律が将来変更されるか否かおよびどのように修正されるか、また(投資運用会社等の)英国企業がEU内でクロスボーダー事業を行う一定の権利の恩恵を今後も享受できるか否かは不透明である。英国のEU離脱が経済的、金融的、規制的观点から本投資法人または投資運用会社に与える正確な影響を確定することはできないが、当該影響が投資運用会社および/または本投資法人に重大な影響をもたらす可能性がある。

(中略)

評価方針

本投資法人の評価方針は、IFRSに準拠していないことがあり、当該乖離により、特定の状況において、本投資法人の年次監査済財務諸表について限定付適正意見が付される可能性がある。

(中略)

投資戦略の利用可能性

本投資法人の投資活動の成功は、金融市場に影響を及ぼす可能性のある報道および出来事の意味を評価する能力に加え、投資機会を特定する投資運用会社の能力に左右される。本投資法人が追求する投資戦略を見極め活用することには、大きな不確実性が伴う。投資運用会社が、本投資法人の全資産を配置するまたは証券およびデリバティブ市場の相違を利用する適切な投資機会を見つけることができる保証はない。

システム障害により取引または報告ができなくなる可能性

投資運用会社の戦略は、社内外のコンピュータ・システムが適切に機能するか否かに大きく依存することになる。したがって、当該システムが依存する第三者による障害によるものであるかまたは投資運用会社のハードウェアもしくはソフトウェアの障害によるものであるかを問わず、システム障害により、当該障害が是正されるまで、取引中断または取引不能に陥るおそれがある。(例え短期間でも)当該障害および結果的な取引不能により、特定の市況において、サブ・ファンドは重大な取引損失を被るまたは有益な取引の機会を逃す可能性がある。また、当該障害が発生した場合、投資主への報告が一時的に遅延する可能性がある。

サイバーセキュリティ・リスク

本投資法人およびそのサービス提供者は、サイバーセキュリティ事故のオペレーショナル・リスク、情報セキュリティ・リスクおよび関連するリスクの影響を受けやすい。一般的に、サイバー事故は、故意の攻撃または故意ではない事象により生じる可能性がある。サイバーセキュリティ攻撃には、資産または機密情報の悪用、データの破壊または業務の妨害を目的とした(例えば「ハッキング」または悪意あるソフトウェア・コーディングを通じて)デジタル・システムへの不正アクセスを得ることが含まれるが、これらに限らない。また、サイバー攻撃は、ウェブサイト上でサービス拒否攻撃(すなわち、意図されるユーザーに対してサービスを利用不可能にする試み)を引き起こす等、不正なアクセスを得る

ことを必要としない方法で行われることもある。本投資法人、投資運用会社、管理事務代行会社、保管受託銀行または金融仲介業者等のその他のサービス提供者に影響を与えるサイバーセキュリティ事故は、混乱を発生させ、事業運営に影響を及ぼす可能性があり、サブ・ファンドの純資産価額の計算の妨害、サブ・ファンドのポートフォリオの取引の妨害、本投資法人に関連する事業を投資主が取引できないこと、適用あるプライバシー、データセキュリティまたはその他の法律の違反、規制上の課徴金および制裁、評価の損害、払戻しまたはその他の補償または是正費用、弁護士報酬または追加のコンプライアンス費用を含む財務上の損失を結果としてもたらす可能性がある。

（中略）

オペレーショナル・リスク

サブ・ファンドのために投資運用会社が採用する戦略は、情報システムおよび技術に大きく依存する。人為的ミス、データ送信障害またはその他の原因によりこれらのシステムまたは技術が障害または崩壊が生じた場合、サブ・ファンドの業務に重大な混乱が生じるおそれがある。

災害、または本投資法人もしくは本投資法人と事業を行う第三者が使用する電子通信もしくはその他のサービスに関わる中断、もしくはそのオフィスもしくは施設に直接影響を及ぼす中断を含む投資運用会社の事業を支えるインフラの崩壊は、投資運用会社が事業を中断せずに継続する能力に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。投資運用会社およびその関連会社は、技術および事業継続プログラムに加え、情報システムのバックアップ設備を整備しているが、これらが当該災害またはインフラの崩壊から生じる損害を軽減するのに十分である保証はない。

投資運用会社は、その事業の一定の側面について、第三者のサービス提供者に依存している。当該その他の第三者のパフォーマンスが中断または悪化した場合、サブ・ファンドの業務の質が損なわれ、投資運用会社がサブ・ファンドのために採用する投資戦略に悪影響が生じるおそれがある。

訴訟のリスク

通常の事業の過程においてサブ・ファンドは随時訴訟の対象になる可能性がある。訴訟は、投資運用会社の多大な時間および注意を消費する場合があります、その時間およびこれらの資源を訴訟に費やすことは、時には訴訟での係争金額と不相応になる可能性がある。本投資法人に対していかなる法的手続きまたは仲裁手続きも係争中ではなく、または本投資法人の知る限りにおいて、そのおそれはない。

（中略）

限定的な米国規制監督

本投資法人は、投資会社法または同等の米国の規制上の要件に基づく「投資会社」として登録されておらず、また、登録する予定もない。したがって、当該規制の規定は本投資法人への投資には適用されない。

投資運用会社は、CFTC規則4.13(a)(3)に基づくサブ・ファンドに関し、とりわけ本投資証券の私募、サブ・ファンドの投資主の資格およびサブ・ファンドによる商品利益の限定的使用に基づいて、「商品プール運用者」としてのCFTCへの登録の免除を主張してきた。CFTC規則4.13(a)(3)は、サブ・ファンドが参加することを認められている商品利益取引の量を制限している。したがって、サブ・ファンドは、CFTC規則4.13(a)(3)に基づく免除を主張するためには、本来望まれるものよりも多くの商品利益取引を制限しなければならないことがある。さらに、免除を主張した結果、投資運用会社は、CFTCの要件を満たすことを目的とした開示書類および認証年次報告書の投資家への配布を含む、登録商品プール運用者に一般的に適用される開示、報告および記録の要件を遵守するよう要求されない。

財務・経済報告の完全性への依存

投資運用会社は、企業、政府機関、格付機関、取引所、専門サービス会社、各中央銀行および本投資法人が投資する発行体が利用することができる財務、経済、および政府の政策の情報に依拠することができる。特定の企業およびプロジェクトに関する情報、失業率、消費者信頼感指標、基準金利の決定、

債券発行予定表ならびにその他の多くの要因が、投資運用会社がサブ・ファンドのために取る投資ポジションに重大な影響を与える可能性がある。一方、投資運用会社には一般的に、そのような財務、経済および／または経済政策の情報を独立した立場で検証する能力がない。投資運用会社は、そのような情報を作成する個人およびプロセスの双方の誠実さに依拠している。サブ・ファンドは、このような個人の不正行為もしくは不完全性、および／または当該情報の作成における失策もしくは正確度の相当な欠如の結果として重大な損失を被る可能性がある。サブ・ファンドのポジションに関する企業の不正経営、詐欺行為および不正会計の結果、重大な損失が発生することがある。株価は企業の不正経営に対して特に脆弱である。

投資ポジションの保有期間

投資運用会社は通常、開始時点において特定のポジションの最大デュレーションを知ることはなく、多くの場合において（最適デュレーションに対する）予想デュレーションさえも知ることがない（ただし、償還日があらかじめ決まっている特定のオプションまたはデリバティブ・ポジションの場合を除く。）。ポジションを維持する期間の長さは、利益を増やすかまたは損失を減らすためにポジションを解消すべき適切な時点における取引モデルの結果に応じて、大きく変動する。

（中略）

成功報酬のリスク

成功報酬は、投資運用会社に対し、サブ・ファンドの運用実績のみに基づく報酬がない場合に比べて、サブ・ファンドのためにリスクの高い投資を行う動機を与えることがある。成功報酬は正味実現損益に加えて正味未実現利益に関しても計算される。したがって、その後実現される可能性がない未実現利益に対して成功報酬が支払われることがある。

金融サービス業

サブ・ファンドの投資プログラムは、金融サービス業界に従事する発行体の証券への投資を中心にする。したがって、サブ・ファンドの投資対象の価値およびその投資パフォーマンスは、証券市場全般に影響を及ぼす一般的な市場および経済状況に加えて金融サービス業界に特有のリスク要因から影響を受ける。金融サービス企業は政府による厳しい規制に服している。この規制により、金融サービス企業が行うことができる融資およびその他の金融コミットメントの金額および種類ならびに請求することができる金利および報酬の双方が制限されることがある。これらの制限が金融サービス企業の収益力に重大な影響を及ぼすことがあるが、これは収益力が少なくとも部分的には融資等の財政上のコミットメントを行う発行体の能力に起因するためである。金融サービス企業の収益力は当該企業の資金の調達力およびコストに大きく左右され、金利が変動すると大幅に変化することがある。借主が金融サービス企業からの融資を返済できない可能性がある範囲において、当該借主の財政難が業界に悪影響を及ぼすおそれがある。

全般的な市場リスク

投資運用会社の戦略は、市場リスクの一定の側面（方向性のある価格推移、過去の価格決定の関係性からの乖離、規制環境の変化、市場のボラティリティの変化、「質への逃避」および「信用収縮」を含むがこれらに限られない。）に左右される。

（中略）

投資運用会社のリスクおよび潜在的利益相反

投資運用会社はサブ・ファンドと類似の投資目的を有する他の投資運用の顧客を有している。ただし、サブ・ファンドのための投資判断は当該サブ・ファンドの目的およびガイドラインに基づいて行われ、この点において投資運用会社が運用する他の勘定のための目的およびガイドラインから独立してい

る。投資運用会社はサブ・ファンドと類似の投資目的を有する他の顧客およびその他の勘定を保有し、今後もそれらを保有し続ける。

投資運用会社の任命は本投資法人により行われ、一方の当事者により終了されない限り、終了まで継続する。投資主には一般的に、投資運用会社またはサブ・ファンドに対するその他の業務提供会社を任命、選出、投票もしくは解任する権利、または関連するサブ・ファンドに関して投資および運用の決定に他の方法で参加する権利がないため、これらの事項に関しては取締役の能力に左右されることになる。

投資運用会社はサブ・ファンドのために、異なるサブ・ファンドにわたって同一企業の資本構成の様々な部分に投資することができる。例えば、あるサブ・ファンドは、別のサブ・ファンドが株式を保有している企業の発行する債券に投資することができる。このような場合およびその他の場合に、異なるサブ・ファンド間で表面的なまたは実際の利益相反が発生することがある。投資運用会社は、このような利益相反およびその他の潜在的な利益相反（または表面的な利益相反）を軽減するための方針および手続きを整備している。

誤取引のリスク

ソフトウェア、ハードウェアおよび通信モードのコード化またはプログラミングのエラーに加えて、第三者から提供される誤ったまたは不正確な価格設定情報（「テクニカル・エラー」）により、取引が誤って発注されたり執行されたりすることがある。また、取引執行時にキーボードのタッチ、スペリングもしくはドラフト時の不注意なミスまたはその他の人為的なミス（「執行エラー」）により取引が不正確に執行されることもある。多くの取引所では、当該取引所における当該時の最善の買呼値および売呼値から一定の金額差を超えた取引の入力および成立を未然に防止する「明らかな誤発注防止」規則が採用されている。ただし、投資運用会社がサブ・ファンドのために取引を行う取引所において当該規則が設けられていないことがあり、有効であったとしても強制力があるとは限らない。さらに、市場価格に近い価格であるが誤った数量で入力された取引の入力および成立については、当該規則が未然に防止しないであろう。

モデル・リスク

投資運用会社が採用する戦略の一部は、投資運用会社が投資機会を評価するために使用する定量的な価格理論および評価モデルに大きく依存している。これらのモデルは一般的に、限られた数の要因およびインプットに基づいて将来の価格推移を予測しようとする。これらのモデルから導かれる予測が実際に実現された将来の価格と大幅に異なることがあり、その結果として大きな損失が生じることがある。投資運用会社がサブ・ファンドのために利用するモデルが効果を発揮するとの保証はない。さらに、投資運用会社がサブ・ファンドの戦略を効果的に実行するためのモデルを開発、維持および更新し続けるとの保証はない。

投資運用会社が利用するモデルは、第三者である業務提供会社によるファンダメンタルズの調査を含む様々な情報源からのインプットに依存し、そのようなインプットが正確でない場合に予想外の損失が発生することがある。

GDPR

GDPRは、2018年5月25日からすべてのEU加盟国に対して直接的に発効し、現行のEUデータプライバシー法に代わるものとなる。

（中略）

課税リスク

アイルランドまたはその他における税法の変更は、（ ）本投資法人もしくはサブ・ファンドの投資目的を達成する能力、（ ）本投資法人の価値もしくはサブ・ファンドの投資対象の価格または（ ）

投資主に対しリターンを支払うか、もしくはかかるリターンを変更する能力に影響を及ぼす可能性がある。

（中略）

分配金の影響

投資証券の分配型投資証券クラスの過去の分配金は、必ずしも各クラスに関して実施される可能性のある将来の分配金の指針とはならないことに留意すべきである。配当分配は保証されておらず、サブ・ファンドは利息を支払わず、サブ・ファンドの投資証券の価格および投資証券の収益は、上昇することも下落することもあることを忘れてはならない。また、あらゆる配当分配が、その分配金の額だけサブ・ファンドの投資証券の価格を減少させることも覚えておくべきである。一部のクラス投資証券の場合、後日受け取ることができない可能性がある未収収益（未収利息および未収配当金等）の分配を行うことができる。よって、投資主が分配後に買戻しを行う場合、残存する投資主の資本が毀損されるリスクがある。取締役会の裁量により、その他の状況においても、分配金が資本から支払われることがある。関連するサブ・ファンドの資本から配当が支払われる場合、投資者は投資額全額を受け取ることができないことがある。将来の利益および運用実績は、為替レートの変動を含む多くの要因の影響を受ける可能性があり、必ずしも本投資法人、その取締役会またはその他の者が制御できるものではない。本投資法人またはサブ・ファンドの将来のパフォーマンスまたは将来の収益について、本投資法人自身、またはいかなる取締役、投資運用会社、またはその関連会社、取締役、役員もしくは従業員も、一切保証を行うことはできない。

（中略）

市場混乱

（中略）

市場が混乱している場合、サブ・ファンドが利用可能な銀行、ディーラーおよびその他のカウンターパーティーからの融資は、制限される可能性が高い。予期せぬ政治的、軍事的、およびテロ事件による市場の混乱は、随時、サブ・ファンドに多大な損失をもたらす可能性があり、さらにこうした事象が、これまでにないボラティリティとリスクを伴う歴史的な低リスク戦略の遂行につながる可能性がある。

（中略）

現在、市場は混乱リスクにさらされている；政府による介入

（中略）

金融市場にどのような暫定的または恒久的な政府の追加規制が課されるか、および／または、投資運用会社がサブ・ファンドのために採用する戦略に当該規制が及ぼす影響を予測することは不可能である。しかしながら、これらの市場におけるさらなる開発、政府による介入および／または規制の強化は、サブ・ファンドに重大な損害を与える可能性がある。

（中略）

ポジション（市場）リスク

投資運用会社の支配できない事由、例えば、破産、後発的不能、または契約締結時における当該取引に関連した税法もしくは会計法の変更の結果、現行の金融デリバティブ商品が予想外に終了する可能性もある。一般的な業界の慣行に従い、投資運用会社はサブ・ファンドのカウンターパーティーに対するエクスポージャーをネットティングする方針である。

（中略）

シンセティック・ショート・セリング

（中略）

最近の世界的な金融市場のボラティリティの結果、世界中の規制当局による規制上または立法上の措置により、特定の資産に対するショート・ポジションが制限されている。制限の程度は法域によって異なり、短中期的に変更される可能性がある。かかる制限により、多数の市場参加者が自身の投資戦略を継続したり、保有するオープン・ポジションのリスクを管理したりすることが難しくなったり、不可能

になることもある。よって、投資運用会社は、特定の資産、企業またはセクターに関してネガティブな見方を完全に表明するポジションにはなく、投資運用会社がサブ・ファンドの投資目的を達成することができない可能性がある。

（中略）

証券貸付

主要な投資戦略ではないが、関連する英文目論見書補遺に開示される場合、サブ・ファンドはサブ・ファンドのために追加的な収益を得るために、保有するポートフォリオ証券をブローカー・ディーラーおよび銀行に貸し出すことができる。ポートフォリオ証券の借り手が破産またはその他の不履行に陥った場合、サブ・ファンドは、貸出担保の現金化または貸出証券の返却の遅延、ならびに（a）サブ・ファンドがその権利行使可能な期間に担保価値または貸出証券の価値が下落する可能性、（b）当該期間に収益が標準を下回ることおよび収益が得られない可能性、ならびに（c）権利行使の費用を含む損失の両者を経験する可能性がある。証券の借り手が、証券貸付取引に基づき支払不能または債務不履行に陥った場合、当該取引に関連して提供された担保が実行される。担保の価値は、当該取引相手方に対するエクスポージャーが、UCITS規則の下で課されているリスク分散規則に確実に違反しないように、一定の水準に維持される。ただし、担保の価値が譲渡した証券の価値を下回る可能性があるリスクがある。さらに、サブ・ファンドは、中央銀行UCITS規則に規定された要件に従い、証券貸付契約に基づき受領した現金担保を投資することができるため、サブ・ファンドは、発行体または関連する証券の支払不能または不履行等の当該投資に伴うリスクにさらされる。内部格付がないため、投資運用会社は、当該リスクを軽減するため、サブ・ファンドが証券を貸し出す企業の信用力を監視する。

（中略）

トータル・リターン・スワップを含むスワップに関するリスク

（中略）

サブ・ファンドは、特定のカウンターパーティーとの間でのみ、スワップまたは差金決済取引を清算することができる。さらに、サブ・ファンドは、かかるカウンターパーティーの同意を得てポジションの移転のみを行うことができる。スワップ契約のカウンターパーティーによる債務不履行が生じた場合、サブ・ファンドは、当該取引に関連する契約に基づく契約上の救済に限定される。スワップ契約のカウンターパーティーがスワップ契約に基づく債務を履行できるという保証、または不履行時でも、サブ・ファンドのために本投資法人が契約上の救済手続きの追求に成功するという保証はない。各店頭デリバティブ取引の契約は特定のカウンターパーティーと個別に交渉されるため、サブ・ファンドはカウンターパーティーが、契約条項（例えば、デフォルトの定義）につきサブ・ファンドとは異なる解釈をしているかもしれないリスクにさらされている。サブ・ファンドは、契約上の権利を行使するために必要な法的手続きの費用およびその予測が不可能なことを理由として、カウンターパーティーに対する請求を行わないと判断する可能性がある。したがって、サブ・ファンドは、ポートフォリオへの投資に関する権利行使および投資運用会社に関連する契約に従いサブ・ファンドに対して負担している支払いの獲得が遅延したり、または不可能になる可能性があり、よって、サブ・ファンドは、ポジションの価値の下落を経験し、収益を失い、かつその権利の主張に関連する費用を負担する可能性があるというリスクを負っている。

（中略）

評価リスク

本投資法人は、非上場の投資対象の評価、または規制ある市場に上場されているか、取引されているかもしくは取り扱われている証券で、その価格が入手できないかもしくは価格がつかない場合の評価につき、投資運用会社と相談することができる。サブ・ファンドの投資対象の評価の決定に投資運用会社を関与させることと、投資運用会社のその他の責任（特に成功報酬が投資運用会社に支払われる可能性があるという事実を考慮すると）との間には、利益相反が内在している。

機関およびカウンターパーティー・リスク

（中略）

上記にかかわらず、投資運用会社が取引（例えば、スワップ（差金決済取引を含む。）および特にトータル・リターン・スワップ）を行う市場は、「店頭」または「ディーラー間」市場を含み、規制されていない非公開市場も含む。当該市場の参加者は、通常、取引所を基準とした市場の会員と同一の信用評価レベルおよび規制監督の対象ではない。このことは、契約条項に関する論争（正当であるかどうかを問わず）または信用もしくは流動性の問題により、カウンターパーティーがその条項に従い取引を決済せず、サブ・ファンドに損害を生じさせるリスクにサブ・ファンドをさらすものである。当該カウンターパーティー・リスクは、事由の発生により決済できなくなる満期までの期間が長い契約か、または例えば投資運用会社が単独もしくは少数のカウンターパーティーとの取引に集中している場合に大きくなる。

（中略）

本書に記載される投資制限に従い、投資運用会社は、特定のカウンターパーティーとの取引、または一カウンターパーティーにあらゆるすべての取引を集中させることを制限されない。投資運用会社は、内部の信用機能を有していないが、そのカウンターパーティーの信用力を評価する。投資運用会社がーまたは複数のカウンターパーティーと事業を行う能力、当該カウンターパーティーの財務能力の有効なまたは独立した評価ができないこと、および決済を行う規制市場がないことは、サブ・ファンドの損失の可能性を増大させる可能性がある。

先渡取引

先渡契約は取引所で取引されておらず、標準化されておらず、むしろ銀行およびディーラーは当該市場において自身が取引相手として行為し、個々の取引を個別に交渉する。先渡取引は実質的に規制されておらず、日々の価格変動に制限がなく、投機的なポジションの制限も適用されない。先渡市場で自己取引する者は、取引する通貨または商品につきマーケットメイクを継続する必要はなく、当該市場は、流動性に欠ける期間があり、時に相当な期間に及ぶこともある。当該市場の特定の参加者が一部の通貨もしくは商品の価格の値付けを拒否するか、または購入予定価格と売却予定価格に著しく大きな乖離のある値付けがなされる期間もあった。非常に多くの取引の発生、政治介入またはその他の要因のためにサブ・ファンドが取引する市場で混乱が生じることがある。政府当局による規制が実施されることで、そうでなければ投資運用会社が推薦したであろうよりも少ない先渡取引に限定され、サブ・ファンドに悪影響を生じる可能性がある。市場の流動性の欠如または混乱がサブ・ファンドに重大な損失をもたらす可能性がある。

通貨の留意事項

（中略）

為替変動のヘッジに適した商品が、投資運用会社が利用を希望した時点で利用可能であるか、または投資運用会社が希望したときにこれを清算できる保証はない。さらに、投資運用会社は、為替リスクにさらされているポジションの一部またはすべてについて、ヘッジ取引を行わないことを選択できる。

ヘッジ取引

サブ・ファンドは、（ i ）証券市場の変動および金利の変動から生じる関連するサブ・ファンドの投資ポートフォリオの市場価格に起こりうる変動から保護するため、（ ）サブ・ファンドの投資ポートフォリオ価格のサブ・ファンドの未実現利益を保護するため、（ ）当該投資対象の売却を促進するため、（ ）サブ・ファンドのポートフォリオに対する投資に関するリターン、スプレッドまたは収益を拡大または維持するため、（ v ）サブ・ファンドの負債または資産の金利または為替レートをヘッジするため、（ ）サブ・ファンドが後日購入を予定している証券の価格の上昇に対する防御のため、または（ ）投資運用会社が適切とみなすその他の理由により、様々な金融商品を投資目的およびリスク管理目的のために利用することができる。

サブ・ファンドのヘッジ戦略が成功するかどうかは、ヘッジ戦略に用いられる商品のパフォーマンスとヘッジされるポートフォリオ投資のパフォーマンスとの間の相関性の度合いを正確に評価することに一部依存している。市場の変動または時間の経過により多くの証券の特性は変化するため、サブ・ファンドのヘッジ戦略が成功するかどうかは、効率的かつ適時に継続してヘッジを再計算、再調整、および実行する投資運用会社の能力にも左右される。サブ・ファンドは、リスクを軽減するためにヘッジ取引を行うことができるが、当該取引は、かかるヘッジ取引を行わなかった場合に比べて、サブ・ファンド全体のパフォーマンスが悪化する結果となる可能性がある。

（中略）

証券貸付リスク

かかる投資リスクを完全に排除することはできない。投資運用会社は、多くの情報源からの調査を注意深く分析すること、および、企業を経営して、また、サブ・ファンドの投資に影響を与える可能性のある変更責任を有する人物と話すことにより、当該リスクを低減することを目指している。投資運用会社は、調査および分析を利用して当該事項に関する最善の見解をまとめ、サブ・ファンドへの悪影響を軽減するため、サブ・ファンドの投資構成を再調整する。投資運用会社は、すべての投資リスクを予測することはできないが、分散投資によりリスクの影響を可能な限り軽減するよう努める。

欧州市場インフラ規制

各サブ・ファンドは店頭デリバティブ契約を締結することができる。2012年7月4日付の店頭デリバティブ、中央清算機関および取引情報蓄積機関に関する欧州議会および理事会規則（EU）No 648 / 2012（以下「EMIR」）は、強制的な清算義務、二者間のリスク管理要件および報告要件を含む店頭デリバティブ契約についての一定の要件を定めた。投資者は、EMIRの一定の規定が店頭デリバティブ契約の取引に関連してサブ・ファンドに義務を課していることを認識すべきである。

（中略）

その他の集団投資スキームへの投資

各サブ・ファンドは、投資運用会社またはその関連会社が管理するスキームを含む、一または複数の集団投資スキームに投資することができる。

（中略）

小型株企業および中型株企業の証券への投資

サブ・ファンドの投資戦略の遂行により、サブ・ファンドの資産の一部が小型株および中型株の発行体の証券に投資されることがある。投資運用会社の判断によれば、中小型株発行体の証券は大型株発行体の証券への投資より元本成長の可能性が大きい一方で、中小型株の発行体の証券は、より大きなリスクを伴う。

（後略）

（前略）

一般的なリスク

本投資法人の限られた運用歴

本投資法人の運用歴は限られている。管理会社および投資運用会社の投資専門家（以下「投資チーム」と総称する。）は、本投資法人および各サブ・ファンドが追求する種類の機会に投資する多くの経験を有しているが、本投資法人または各サブ・ファンドが過去に投資チームが生み出した成果と同等のパフォーマンス成果を生み出す（または損失を回避する）保証はない。

（中略）

経営陣への依拠

投資判断は、投資運用会社がサブ・ファンドについて行う。サブ・ファンドの成功は、管理会社または投資運用会社（場合に応じる。）が適切な投資対象を特定し、当該投資対象を利益を得て処分する能力に左右される。また、期間にかかわらず、管理会社または投資運用会社（場合に応じる。）のすべての投資運用職員が管理会社または投資運用会社と関係を持ち続けるという保証はない。投資判断に關与する管理会社または投資運用会社の一または複数の従業員またはメンバーによる役務提供の喪失は、サブ・ファンドの投資目的を実現する能力に悪影響を及ぼす可能性がある。

時間の提供

管理会社、投資運用会社、それらの関連会社およびその職員は、サブ・ファンドに加えて勘定および資金を現在管理しており、また、将来、追加の勘定および資金を管理する可能性があり、サブ・ファンドに対する責務を遂行しながら、他の資金および勘定に多大な時間および資源を費やす可能性もある。

管理会社および投資運用会社が運用する資産を増やすことは、パフォーマンスに悪影響を与える可能性がある

運用資産が増加するにつれて、アドバイザーが達成する収益率は悪化する傾向があるようである。取締役は、その単独の裁量により、一または複数のクラスの投資証券の追加申込みの受付を閉鎖することまたは既存の投資主に資本を返還することができるが、サブ・ファンドのために受け入れることのできる申込総額に制限はない。さらに、管理会社（アイルランド中央銀行の要件を遵守することを前提とする。）および投資運用会社は、類似のまたは異なる戦略を有する他のビークルまたは勘定の管理を妨げられない。

（中略）

法的リスクおよび政治的リスク

特定の国、特に発展途上国において、民間および外国投資、株式取引およびその他の契約関係を規定する法律の多くは、新規のものであり、また、大部分は未検証のものである。その結果、サブ・ファンドは、不十分な投資家保護、矛盾した法律、不完全、不明確および変化する法律、他の市場参加者側の規制に対する無知または違反、確立されたまたは効果的な法的救済の欠如、先進市場に特徴的な標準慣行および秘密保持慣習の欠如および既存の規制の執行の欠如を含む、多くの異常なリスクにさらされることがある。さらに、サブ・ファンドの資産が投資されている特定の国では、判決を取得し、執行することが困難な場合がある。権利の保護および執行におけるこの困難がサブ・ファンドおよびその業務に重大な悪影響を及ぼさないという保証はない。さらに、サブ・ファンドの収益および利得は、投資口保有者が外国税額控除を全額受け取ることができない外国政府によって課される源泉徴収税またはその他の税金の対象となることがある。さらに、アイルランド国外の裁判所で判決を取得し、執行することは困難な場合がある。

（中略）

世界の経済状況および市況

サブ・ファンドは、新興市場、フロンティア市場または発展途上市場を含め、世界中の様々な市場で取引されている通貨および証券に投資することができるが、その一部は政府当局により高度に支配されている。

(中略)

英国のEU離脱

2020年1月31日以降、英国(以下「英国」という。)は、欧州連合の一部ではなくなる。英国の離脱は、英国のみならず、欧州連合、欧州経済地域および世界全体に長期にわたる不確実性および市場ボラティリティを引き起こす可能性がある。本投資法人および管理会社は、それぞれアイルランド中央銀行の認可および規制を受けており、適用ある欧州指令および規則の規定の対象となる。ただし、投資運用会社は、FCAによって承認され規制された投資運用者であり、移行期間の経過後は、英国法に組み込まれていたか、または英国で直接影響を有していた一定の欧州指令および規則(例えば、MiFID IIおよびEMIR)の規定の対象とはならない。EU離脱の決定が英国の規制枠組みに及ぼす長期的な影響は、部分的には、将来英国がEUとの間で確立しようとする関係に左右される。特に、従前EU指令を組み込んでいた英国の法律が将来変更されるか否かおよびどのように修正されるか、また(投資運用会社等の)英国企業がEU内でクロスボーダー事業を行う一定の権利の恩恵を今後も享受できるか否かは不透明である。英国のEU離脱が経済的、金融的、規制的観点から本投資法人、管理会社または投資運用会社に与える正確な影響を確定することはできないが、当該影響が投資運用会社、管理会社および/または本投資法人に重大な影響をもたらす可能性がある。

(中略)

評価方針

本投資法人に関して採用される評価方針は、IFRSに準拠していないことがあり、当該乖離により、特定の状況において、本投資法人の年次監査済財務諸表について限定付適正意見が付される可能性がある。

(中略)

投資戦略の利用可能性

本投資法人の投資活動の成功は、金融市場に影響を及ぼす可能性のある報道および出来事の意味を評価する能力に加え、投資機会を特定する管理会社または投資運用会社(場合に応じる。)の能力に左右される。本投資法人が追求する投資戦略を見極め活用することには、大きな不確実性が伴う。管理会社または投資運用会社が、本投資法人の全資産を配置するまたは証券およびデリバティブ市場の相違を利用する適切な投資機会を見つけることができる保証はない。

システム障害により取引または報告ができなくなる可能性

サブ・ファンドに関して採用される戦略は、管理会社および投資運用会社の社内外のコンピュータ・システムが適切に機能するか否かに大きく依存することになる。したがって、当該システムが依存する第三者による障害によるものであるかまたは管理会社および投資運用会社のハードウェアもしくはソフトウェアの障害によるものであるかを問わず、システム障害により、当該障害が是正されるまで、取引中断または取引不能に陥るおそれがある。（例えば短期間でも）当該障害および結果的な取引不能により、特定の市況において、サブ・ファンドは重大な取引損失を被るまたは有益な取引の機会を逃す可能性がある。また、当該障害が発生した場合、投資主への報告が一時的に遅延する可能性がある。

サイバーセキュリティ・リスク

本投資法人およびそのサービス提供者は、サイバーセキュリティ事故のオペレーショナル・リスク、情報セキュリティ・リスクおよび関連するリスクの影響を受けやすい。一般的に、サイバー事故は、故意の攻撃または故意ではない事象により生じる可能性がある。サイバーセキュリティ攻撃には、資産または機密情報の悪用、データの破壊または業務の妨害を目的とした（例えば「ハッキング」または悪意あるソフトウェア・コーディングを通じて）デジタル・システムへの不正アクセスを得ることが含まれるが、これらに限らない。また、サイバー攻撃は、ウェブサイト上でサービス拒否攻撃（すなわち、意図されるユーザーに対してサービスを利用不可能にする試み）を引き起こす等、不正なアクセスを得ることを必要としない方法で行われることもある。本投資法人、管理会社、投資運用会社、管理事務代行会社、保管受託銀行または金融仲介業者等のその他のサービス提供者に影響を与えるサイバーセキュリティ事故は、混乱を発生させ、事業運営に影響を及ぼす可能性があり、サブ・ファンドの純資産価額の計算の妨害、サブ・ファンドのポートフォリオの取引の妨害、本投資法人に関連する事業を投資主が取引できないこと、適用あるプライバシー、データセキュリティまたはその他の法律の違反、規制上の課徴金および制裁、評価の損害、払戻しまたはその他の補償または是正費用、弁護士報酬または追加のコンプライアンス費用を含む財務上の損失を結果としてもたらす可能性がある。

（中略）

オペレーショナル・リスク

サブ・ファンドのために採用される戦略は、情報システムおよび技術に大きく依存する。人為的ミス、データ送信障害またはその他の原因によりこれらのシステムまたは技術が障害または崩壊が生じた場合、サブ・ファンドの業務に重大な混乱が生じるおそれがある。

災害、または本投資法人もしくは本投資法人と事業を行う第三者が使用する電子通信もしくはその他のサービスに関わる中断、もしくはそのオフィスもしくは施設に直接影響を及ぼす中断を含む管理会社および投資運用会社の事業を支えるインフラの崩壊は、投資運用会社が事業を中断せずに継続する能力に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。管理会社、投資運用会社およびそれらの関連会社は、技術および事業継続プログラムに加え、情報システムのバックアップ設備を整備しているが、これらが当該災害またはインフラの崩壊から生じる損害を軽減するのに十分である保証はない。

管理会社および投資運用会社は、その事業の一定の側面について、第三者のサービス提供者に依存することがある。当該その他の第三者のパフォーマンスが中断または悪化した場合、サブ・ファンドの業務の質が損なわれ、管理会社および／または投資運用会社がサブ・ファンドのために採用する投資戦略に悪影響が生じるおそれがある。

訴訟のリスク

通常の事業の過程においてサブ・ファンドは随時訴訟の対象になる可能性がある。訴訟は、管理会社および／または投資運用会社の多大な時間および注意を消費する場合があります、その時間およびこれらの資源を訴訟に費やすことは、時には訴訟での係争金額と不相応になる可能性がある。本投資法人に対し

ていかなる法的手続きまたは仲裁手続きも係争中ではなく、または本投資法人の知る限りにおいて、そのおそれはない。

（中略）

限定的な米国規制監督

本投資法人は、投資会社法または同等の米国の規制上の要件に基づく「投資会社」として登録されておらず、また、登録する予定もない。したがって、当該規制の規定は本投資法人への投資には適用されない。

投資運用会社および管理会社は、CFTC規則4.13(a)(3)に基づくサブ・ファンドに関し、とりわけ本投資証券の私募、サブ・ファンドの投資主の資格およびサブ・ファンドによる商品利益の限定的使用に基づいて、「商品プール運用者」としてのCFTCへの登録の免除を主張してきた。CFTC規則4.13(a)(3)は、サブ・ファンドが参加することを認められている商品利益取引の量を制限している。したがって、サブ・ファンドは、CFTC規則4.13(a)(3)に基づく免除を主張するためには、本来望まれるものよりも多くの商品利益取引を制限しなければならないことがある。さらに、免除を主張した結果、投資運用会社および管理会社は、CFTCの要件を満たすことを目的とした開示書類および認証年次報告書の投資家への配布を含む、登録商品プール運用者に一般的に適用される開示、報告および記録の要件を遵守するよう要求されない。

財務・経済報告の完全性への依存

管理会社および／または投資運用会社は、企業、政府機関、格付機関、取引所、専門サービス会社、各中央銀行および本投資法人が投資する発行体が利用することができる財務、経済、および政府の政策の情報に依拠することができる。特定の企業およびプロジェクトに関する情報、失業率、消費者信頼感指標、基準金利の決定、債券発行予定表ならびにその他の多くの要因が、管理会社または投資運用会社がサブ・ファンドのために取る投資ポジションに重大な影響を与える可能性がある。一方、管理会社および投資運用会社には一般的に、そのような財務、経済および／または経済政策の情報を独立した立場で検証する能力がない。管理会社および投資運用会社は、そのような情報を作成する個人およびプロセスの双方の誠実さに依拠している。サブ・ファンドは、このような個人の不正行為もしくは不完全性、および／または当該情報の作成における失策もしくは正確度の相当な欠如の結果として重大な損失を被る可能性がある。サブ・ファンドのポジションに関する企業の不正経営、詐欺行為および不正会計の結果、重大な損失が発生することがある。株価は企業の不正経営に対して特に脆弱である。

投資ポジションの保有期間

管理会社および投資運用会社は通常、開始時点において特定のポジションの最大デュレーションを知ることではなく、多くの場合において（最適デュレーションに対する）予想デュレーションさえも知ることがない（ただし、償還日があらかじめ決まっている特定のオプションまたはデリバティブ・ポジションの場合を除く。）。ポジションを維持する期間の長さは、利益を増やすかまたは損失を減らすためにポジションを解消すべき適切な時点における取引モデルの結果に応じて、大きく変動する。

（中略）

成功報酬のリスク

成功報酬は、管理会社および／または投資運用会社（場合に応じる。）に対し、サブ・ファンドの運用実績のみに基づく報酬がない場合に比べて、サブ・ファンドのためにリスクの高い投資を行う動機を与えることがある。成功報酬は正味実現損益に加えて正味未実現利益に関しても計算される。したがって、その後実現される可能性がない未実現利益に対して成功報酬が支払われることがある。

金融サービス業

サブ・ファンドの投資プログラムは、主に金融サービス業界に従事する発行体の証券への投資を中心にする。したがって、サブ・ファンドの投資対象の価値およびその投資パフォーマンスは、証券市場全般に影響を及ぼす一般的な市場および経済状況に加えて金融サービス業界に特有のリスク要因から影響を受ける。金融サービス企業は政府による厳しい規制に服している。この規制により、金融サービス企業が行うことができる融資およびその他の金融コミットメントの金額および種類ならびに請求することができる金利および報酬の双方が制限されることがある。これらの制限が金融サービス企業の収益力に重大な影響を及ぼすことがあるが、これは収益力が少なくとも部分的には融資等の財政上のコミットメントを行う発行体の能力に起因するためである。金融サービス企業の収益力は当該企業の資金の調達力およびコストに大きく左右され、金利が変動すると大幅に変化することがある。借主が金融サービス企業からの融資を返済できない可能性がある範囲において、当該借主の財政難が業界に悪影響を及ぼすおそれがある。

アクティブ投資運用

関連する英文目論見書補遺に別途開示されない限り、サブ・ファンドの投資は、管理会社および/または投資運用会社(場合に応じる。)により、個々のファンド・マネジャーの専門知識に基づきいかなるベンチマークも参照することなくアクティブに運用される。個々のファンド・マネジャーは、(サブ・ファンドの投資制限、投資方針および投資戦略に従って)サブ・ファンドによるその投資目的の達成を可能にすると自らが考える投資対象に、サブ・ファンドの資産を投資する完全な裁量を有する。選択された投資に基づきサブ・ファンドの投資目的が達成される保証はない。

全般的な市場リスク

各サブ・ファンドが追求する戦略は、市場リスクの一定の側面(方向性のある価格推移、過去の価格決定の関係性からの乖離、規制環境の変化、市場のボラティリティの変化、「質への逃避」および「信用収縮」を含むがこれらに限られない。)に左右される。

(中略)

運用リスクおよび潜在的利益相反

管理会社および投資運用会社はサブ・ファンドと類似の投資目的を有する他の投資運用の顧客を有している。ただし、サブ・ファンドのための投資判断は当該サブ・ファンドの目的およびガイドラインに基づいて行われ、この点において管理会社または投資運用会社(場合に応じる。)が運用する他の勘定のための目的およびガイドラインから独立している。管理会社および投資運用会社はそれぞれサブ・ファンドと類似の投資目的を有する他の顧客およびその他の勘定を保有し、今後もそれらを保有し続ける。

管理会社の任命は本投資法人により行われ、管理会社契約が一方の当事者により終了されない限り、終了まで継続する。投資運用会社の任命は管理会社により行われ、投資運用契約が当事者によって終了されない限り、終了まで継続する。投資主には一般的に、管理会社または投資運用会社またはサブ・ファンドに対するその他の業務提供会社のいずれかを任命、選出、投票もしくは解任する権利、または関連するサブ・ファンドに関して投資および運用の決定に他の方法で参加する権利がないため、これらの事項に関しては取締役の能力に左右されることになる。

管理会社または投資運用会社(場合に応じる。)はサブ・ファンドのために、異なるサブ・ファンドにわたって同一企業の資本構成の様々な部分に投資することができる。例えば、あるサブ・ファンドは、別のサブ・ファンドが株式を保有している企業の発行する債券に投資することができる。このような場合およびその他の場合に、異なるサブ・ファンド間で表面的なまたは実際の利益相反が発生することがある。管理会社および投資運用会社は、このような利益相反およびその他の潜在的な利益相反(または表面的な利益相反)を軽減するための方針および手続きを整備している。

誤取引のリスク

ソフトウェア、ハードウェアおよび通信モードのコード化またはプログラミングのエラーに加えて、第三者から提供される誤ったまたは不正確な価格設定情報（「テクニカル・エラー」）により、取引が誤って発注されたり執行されたりすることがある。また、取引執行時にキーボードのタッチ、スペリングもしくはドラフト時の不注意なミスまたはその他の人為的なミス（「執行エラー」）により取引が不正確に執行されることもある。多くの取引所では、当該取引所における当該時の最善の買呼値および売呼値から一定の金額差を超えた取引の入力および成立を未然に防止する「明らかな誤発注防止」規則が採用されている。ただし、管理会社または投資運用会社（場合に応じる。）がサブ・ファンドのために取引を行う取引所において当該規則が設けられていないことがあり、有効であったとしても強制力があるとは限らない。さらに、市場価格に近い価格であるが誤った数量で入力された取引の入力および成立については、当該規則が未然に防止しないであろう。

モデル・リスク

サブ・ファンドのために採用される戦略の一部は、管理会社または投資運用会社（場合に応じる。）が投資機会を評価するために使用する定量的な価格理論および評価モデルに大きく依存している。これらのモデルは一般的に、限られた数の要因およびインプットに基づいて将来の価格推移を予測しようとする。これらのモデルから導かれる予測が実際に実現された将来の価格と大幅に異なることがあり、その結果として大きな損失が生じることがある。サブ・ファンドのために利用されるモデルが効果を発揮するとの保証はない。さらに、管理会社または投資運用会社のいずれかがサブ・ファンドの戦略を効果的に実行するためのモデルを開発、維持および更新し続けるとの保証はない。

サブ・ファンドに関して利用されるモデルは、第三者である業務提供会社によるファンダメンタルズの調査を含む様々な情報源からのインプットに依存し、そのようなインプットが正確でない場合に予想外の損失が発生することがある。

GDPR

GDPRは、2018年5月25日からすべてのEU加盟国に対して直接的に発効し、現行のEUデータプライバシー法に代わるものとなっている。

（中略）

課税リスク

サブ・ファンドは、その投資ポートフォリオから発生する収益および／または利益について源泉徴収税、キャピタル・ゲイン税またはその他の税金（サブ・ファンドが保有する証券の発行体の税務上の設立法域または居住法域によって課される税金を含むが、これに限らない。）が課せられる可能性がある。サブ・ファンドは、その投資ポートフォリオに係る取得、処分または取引の実際の額または名目上の額に関して取引税またはその他の類似の税金（サブ・ファンドが保有する証券の発行体または当該サブ・ファンドが関与する取引のカウンターパーティーの税務上の設立法域または居住法域によって課される税金を含むが、これに限らない。）を負担する可能性もある。サブ・ファンドが、取得時点で源泉徴収税、キャピタル・ゲイン税、取引税またはその他の税金の課税対象ではない証券に投資する場合、またはかかる取引を締結する場合、適用ある法律、条約、規則もしくは規制またはそれらの解釈の変更により、将来において源泉徴収または課税されないという保証はない。本投資法人／当該サブ・ファンドは、かかる税金を回収できない可能性があるため、何らかの変更により、投資証券の純資産価額が悪影響を受ける可能性がある。

本投資法人および／またはサブ・ファンドが税金債務の支払を選択するかまたはその支払義務がある場合、および／または当期または過年度に関して本投資法人に支払義務があるまたは支払義務が発生する可能性のある税金に関する引当金を設定することを選択するかまたはその設定義務がある場合（現行の会計基準または将来の会計基準に従うかを問わない。）、投資証券の純資産価額に悪影響を及ぼすと

考えられる。これは、サブ・ファンドへの投資時期および買戻時期に応じて、特定の投資主の利益となる場合もあれば、損失となる場合もある。

アイルランドまたはその他における税法の変更は、（ ）本投資法人もしくはサブ・ファンドの投資目的を達成する能力、（ ）本投資法人の価値もしくはサブ・ファンドの投資対象の価格または（ ）投資主に対しリターンを支払うか、もしくはかかるリターンを変更する能力に影響を及ぼす可能性がある。

（中略）

分配金の影響

投資証券の分配型投資証券クラスの過去の分配金は、必ずしも各クラスに関して実施される可能性のある将来の分配金の指針とはならないことに留意すべきである。配当分配は保証されておらず、サブ・ファンドは利息を支払わず、サブ・ファンドの投資証券の価格および投資証券の収益は、上昇することも下落することもあることを忘れてはならない。また、あらゆる配当分配が、その分配金の額だけサブ・ファンドの投資証券の価格を減少させることも覚えておくべきである。一部のクラス投資証券の場合、後日受け取ることができない可能性がある未収収益（未収利息および未収配当金等）の分配を行うことができる。よって、投資主が配分後に買戻しを行う場合、残存する投資主の資本が毀損されるリスクがある。取締役会の裁量により、その他の状況においても、分配金が資本から支払われることがある。関連するサブ・ファンドの資本から配当が支払われる場合、投資者は投資額全額を受け取ることができないことがある。将来の利益および運用実績は、為替レートの変動を含む多くの要因の影響を受ける可能性があり、必ずしも本投資法人、その取締役会またはその他の者が制御できるものではない。本投資法人またはサブ・ファンドの将来のパフォーマンスまたは将来の収益について、本投資法人自身、またはいかなる取締役、管理会社、投資運用会社、またはその関連会社、取締役、役員もしくは従業員も、一切保証を行うことはできない。

（中略）

市場混乱

（中略）

市場が混乱している場合、サブ・ファンドが利用可能な銀行、ディーラーおよびその他のカウンターパーティーからの融資は、制限される可能性が高い。政治的、軍事的、およびテロ事件を含む予期せぬ事件、世界的なパンデミックまたは伝染病の流行による市場の混乱は、随時、サブ・ファンドに多大な損失をもたらす可能性があり、さらにこうした事象が、これまでにないボラティリティとリスクを伴う歴史的な低リスク戦略の遂行につながる可能性がある。

（中略）

現在、市場は混乱リスクにさらされている；政府による介入

（中略）

金融市場にどのような暫定的または恒久的な政府の追加規制が課されるか、および／または、サブ・ファンドのために採用される戦略に当該規制が及ぼす影響を予測することは不可能である。しかしながら、これらの市場におけるさらなる開発、政府による介入および／または規制の強化は、サブ・ファンドに重大な損害を与える可能性がある。

（中略）

ポジション（市場）リスク

管理会社または投資運用会社（場合に応じる。）の支配できない事由、例えば、破産、後発的不能、または契約締結時における当該取引に関連した税法もしくは会計法の変更の結果、現行の金融デリバティブ商品が予想外に終了する可能性もある。一般的な業界の慣行に従い、管理会社および投資運用会社はサブ・ファンドのカウンターパーティーに対するエクスポージャーをネットティングする方針である。

（中略）

シンセティック・ショート・セリング

（中略）

最近の世界的な金融市場のボラティリティの結果、世界中の規制当局による規制上または立法上の措置により、特定の資産に対するショート・ポジションが制限されている。制限の程度は法域によって異なり、短中期的に変更される可能性がある。かかる制限により、多数の市場参加者が自身の投資戦略を継続したり、保有するオープン・ポジションのリスクを管理したりすることが難しくなったり、不可能になることもある。よって、管理会社および投資運用会社は、特定の資産、企業またはセクターに関してネガティブな見方を完全に表明するポジションにはなく、管理会社または投資運用会社がサブ・ファンドの投資目的を達成することができない可能性がある。

（中略）

証券貸付

主要な投資戦略ではないが、関連する英文目論見書補遺に開示される場合、サブ・ファンドはサブ・ファンドのために追加的な収益を得るために、保有するポートフォリオ証券をブローカー・ディーラーおよび銀行に貸し出すことができる。ポートフォリオ証券の借り手が破産またはその他の不履行に陥った場合、サブ・ファンドは、貸出担保の現金化または貸出証券の返却の遅延、ならびに（a）サブ・ファンドがその権利行使可能な期間に担保価値または貸出証券の価値が下落する可能性、（b）当該期間に収益が標準を下回ることおよび収益が得られない可能性、ならびに（c）権利行使の費用を含む損失の両者を経験する可能性がある。証券の借り手が、証券貸付取引に基づき支払不能または債務不履行に陥った場合、当該取引に関連して提供された担保が実行される。担保の価値は、当該取引相手方に対するエクスポージャーが、UCITS規則の下で課されているリスク分散規則に確実に違反しないように、一定の水準に維持される。ただし、担保の価値が譲渡した証券の価値を下回る可能性があるリスクがある。さらに、サブ・ファンドは、中央銀行UCITS規則に規定された要件に従い、証券貸付契約に基づき受領した現金担保を投資することができるため、サブ・ファンドは、発行体または関連する証券の支払不能または不履行等の当該投資に伴うリスクにさらされる。内部格付がないため、管理会社または投資運用会社は、当該リスクを軽減するため、サブ・ファンドが証券を貸し出す企業の信用力を監視する。

（中略）

トータル・リターン・スワップを含むスワップに関するリスク

（中略）

サブ・ファンドは、特定のカウンターパーティーとの間でのみ、スワップまたは差金決済取引を清算することができる。さらに、サブ・ファンドは、かかるカウンターパーティーの同意を得てポジションの移転のみを行うことができる。スワップ契約のカウンターパーティーによる債務不履行が生じた場合、サブ・ファンドは、当該取引に関連する契約に基づく契約上の救済に限定される。スワップ契約のカウンターパーティーがスワップ契約に基づく債務を履行できるという保証、または不履行時でも、サブ・ファンドのために本投資法人が契約上の救済手続きの追求に成功するという保証はない。各店頭デリバティブ取引の契約は特定のカウンターパーティーと個別に交渉されるため、サブ・ファンドはカウンターパーティーが、契約条項（例えば、デフォルトの定義）につきサブ・ファンドとは異なる解釈をしているかもしれないリスクにさらされている。サブ・ファンドは、契約上の権利を行使するために必要な法的手続きの費用およびその予測が不可能なことを理由として、カウンターパーティーに対する請求を行わないと判断する可能性がある。したがって、サブ・ファンドは、ポートフォリオへの投資に関する権利行使および管理会社または投資運用会社（場合に応じる。）が関連する契約に従いサブ・ファンドに対して負担している支払いの獲得が遅延したり、または不可能になる可能性があり、よって、サブ・ファンドは、ポジションの価値の下落を経験し、収益を失い、かつその権利の主張に関連する費用を負担する可能性があるというリスクを負っている。

（中略）

評価リスク

管理会社は、非上場の投資対象の評価、または規制ある市場に上場されているか、取引されているかもしくは取り扱われている証券で、その価格が入手できないかもしくは価格がつかない場合の評価につき、投資運用会社と相談することができる。サブ・ファンドの投資対象の評価の決定に管理会社または投資運用会社を関与させることと、管理会社および投資運用会社のその他の責任（特にサブ・ファンドに関して成功報酬が管理会社または投資運用会社に支払われる可能性があるという事実を考慮すると）との間には、利益相反が内在している。

機関およびカウンターパーティー・リスク

（中略）

上記にかかわらず、サブ・ファンドが取引（例えば、スワップ（差金決済取引を含む。）および特にトータル・リターン・スワップ）を行う市場は、「店頭」または「ディーラー間」市場を含み、規制されていない非公開市場も含む。当該市場の参加者は、通常、取引所を基準とした市場の会員と同一の信用評価レベルおよび規制監督の対象ではない。このことは、契約条項に関する論争（正当であるかどうかを問わず）または信用もしくは流動性の問題により、カウンターパーティーがその条項に従い取引を決済せず、サブ・ファンドに損害を生じさせるリスクにサブ・ファンドをさらすものである。当該カウンターパーティー・リスクは、事由の発生により決済できなくなる満期までの期間が長い契約か、または例えば管理会社または投資運用会社（場合に応じる。）が単独もしくは少数のカウンターパーティーとの取引に集中している場合に大きくなる。

（中略）

本書に記載される投資制限に従い、サブ・ファンドは、特定のカウンターパーティーとの取引、または一カウンターパーティーにあらゆるすべての取引を集中させることを制限されない。管理会社および投資運用会社は、内部の信用機能を有していないが、サブ・ファンドのカウンターパーティーの信用力を評価する。サブ・ファンドがーまたは複数のカウンターパーティーと事業を行う能力、当該カウンターパーティーの財務能力の有効なまたは独立した評価ができないこと、および決済を行う規制市場がないことは、サブ・ファンドの損失の可能性を増大させる可能性がある。

先渡取引

先渡契約は取引所で取引されておらず、標準化されておらず、むしろ銀行およびディーラーは当該市場において自身が取引相手として行為し、個々の取引を個別に交渉する。先渡取引は実質的に規制されておらず、日々の価格変動に制限がなく、投機的なポジションの制限も適用されない。先渡市場で自己取引する者は、取引する通貨または商品につきマーケットメイクを継続する必要はなく、当該市場は、流動性に欠ける期間があり、時に相当な期間に及ぶこともある。当該市場の特定の参加者が一部の通貨もしくは商品の価格の値付けを拒否するか、または購入予定価格と売却予定価格に著しく大きな乖離のある値付けがなされる期間もあった。非常に多くの取引の発生、政治介入またはその他の要因のためにサブ・ファンドが取引する市場で混乱が生じることがある。政府当局による規制が実施されることで、そうでなければ管理会社または投資運用会社が推薦したであろうよりも少ない先渡取引に限定され、サブ・ファンドに悪影響を生じる可能性がある。市場の流動性の欠如または混乱がサブ・ファンドに重大な損失をもたらす可能性がある。

通貨の留意事項

（中略）

為替変動のヘッジに適した商品が、管理会社または投資運用会社が利用を希望した時点で利用可能であるか、または管理会社または投資運用会社が希望したときにこれを清算できる保証はない。さらに、管理会社または投資運用会社（場合に応じる。）は、為替リスクにさらされているポジションの一部またはすべてについて、ヘッジ取引を行わないことを選択できる。

ヘッジ取引

サブ・ファンドは、（ i ）証券市場の変動および金利の変動から生じる関連するサブ・ファンドの投資ポートフォリオの市場価格に起こりうる変動から保護するため、（ ）サブ・ファンドの投資ポートフォリオ価格のサブ・ファンドの未実現利益を保護するため、（ ）当該投資対象の売却を促進するため、（ ）サブ・ファンドのポートフォリオに対する投資に関するリターン、スプレッドまたは収益を拡大または維持するため、（ v ）サブ・ファンドの負債または資産の金利または為替レートをヘッジするため、（ ）サブ・ファンドが後日購入を予定している証券の価格の上昇に対する防御のため、または（ ）管理会社または投資運用会社（場合に応じる。）が適切とみなすその他の理由により、様々な金融商品を投資目的およびリスク管理目的のために利用することができる。

サブ・ファンドのヘッジ戦略が成功するかどうかは、ヘッジ戦略に用いられる商品のパフォーマンスとヘッジされるポートフォリオ投資のパフォーマンスとの間の相関性の度合いを正確に評価することに一部依存している。市場の変動または時間の経過により多くの証券の特性は変化するため、サブ・ファンドのヘッジ戦略が成功するかどうかは、効率的かつ適時に継続してヘッジを再計算、再調整、および実行する管理会社または投資運用会社（場合に応じる。）の能力にも左右される。サブ・ファンドは、リスクを軽減するためにヘッジ取引を行うことができるが、当該取引は、かかるヘッジ取引を行わなかった場合に比べて、サブ・ファンド全体のパフォーマンスが悪化する結果となる可能性がある。

（中略）

証券貸付リスク

かかる投資リスクを完全に排除することはできない。管理会社または投資運用会社（場合に応じる。）は、多くの情報源からの調査を注意深く分析すること、および、企業を経営して、また、サブ・ファンドの投資に影響を与える可能性のある変更に責任を有する人物と話すことにより、当該リスクを低減することを目指している。管理会社または投資運用会社（場合に応じる。）は、調査および分析を利用して当該事項に関する最善の見解をまとめ、サブ・ファンドへの悪影響を軽減するため、サブ・ファンドの投資構成を再調整する。管理会社および投資運用会社は、すべての投資リスクを予測することはできないが、分散投資によりリスクの影響を可能な限り軽減するよう努める。

欧州市場インフラ規制

各サブ・ファンドは店頭デリバティブ契約を締結することができる。2012年7月4日付の店頭デリバティブ、中央清算機関および取引情報蓄積機関に関する欧州議会および理事会規則（EU）No 648 / 2012（以下「EMIR」）は、強制的な清算義務、二者間のリスク管理要件および報告要件を含む店頭デリバティブ契約についての一定の要件を定めた。投資者は、EMIRの一定の規定が店頭デリバティブ契約の取引に関連してサブ・ファンドおよび管理会社に義務を課していることを認識すべきである。

（中略）

その他の集団投資スキームへの投資

各サブ・ファンドは、管理会社、投資運用会社またはその関連会社が管理するスキームを含む、一または複数の集団投資スキームに投資することができる。

（中略）

小型株企業および中型株企業の証券への投資

サブ・ファンドの投資戦略の遂行により、サブ・ファンドの資産の一部が小型株および中型株の発行体の証券に投資されることがある。管理会社および投資運用会社の判断によれば、中小型株発行体の証券は大型株発行体の証券への投資より元本成長の可能性が大きい一方で、中小型株の発行体の証券は、より大きなリスクを伴う。

（後略）

4 手数料等及び税金

(3) 管理報酬等

a. 投資運用報酬

<訂正前>

投資運用会社は、サブ・ファンドのクラスW米ドル投資証券およびクラスWd米ドル投資証券に関して、クラスW米ドル投資証券およびクラスWd米ドル投資証券の純資産価額の年率1.50%に等しい投資運用報酬(以下「運用報酬」または「管理報酬」という場合がある。)を本投資法人から受け取る権利を有するものとする。

運用報酬は、() 毎日計算され発生するものとし、() その日の運用報酬および発生したパフォーマンス報酬を控除する前の関連する投資証券の純資産価額を参照して計算される。運用報酬は通常、関連する月末から14日以内に後払いで支払われる。

さらに、投資運用会社は、合理的に証明された立替費用の払戻しを受ける権利を有するものとする。各サブ・ファンドは、当該立替費用の按分額を負担するものとする。

なお、日本における販売会社であるUBS証券は、ファンドの投資運用会社であるアルジェブリス(UK)リミテッドから投資証券の販売に関する報酬を受領する。

<訂正後>

管理会社および投資運用会社は、サブ・ファンドのクラスW米ドル投資証券およびクラスWd米ドル投資証券に関して、クラスW米ドル投資証券およびクラスWd米ドル投資証券の純資産価額の年率1.50%に等しい全体的な投資運用報酬(以下「運用報酬」または「管理報酬」という場合がある。)を本投資法人から受け取る権利を有するものとする。

運用報酬は、() 毎日計算され発生するものとし、() その日の運用報酬および発生したパフォーマンス報酬を控除する前の関連する投資証券の純資産価額を参照して計算される。運用報酬は通常、関連する月末から14日以内に後払いで支払われる。

さらに、管理会社および投資運用会社はそれぞれ、本投資法人およびサブ・ファンドに関して負担した合理的に証明された立替費用の払戻しを受ける権利を有するものとする。サブ・ファンドは、本投資法人全体に関して立替費用の按分額を負担するものとする。

なお、日本における販売会社であるUBS証券は、ファンドの投資運用会社であるアルジェブリス(UK)リミテッドから投資証券の販売に関する報酬を受領する。

(4) その他の手数料等

<訂正前>

(前略)

本投資法人の設立費用、当局(アイルランド中央銀行を含むが、これに限らない。)からの認可取得費用、提出手数料、英文目論見書の作成および印刷費用、マーケティング費用ならびに本投資法人および各サブ・ファンドの設立および当初募集に關与する法律顧問およびその他の専門家の報酬は、本投資法人が負担し、本投資法人の運用の最初の5年間で償却され、取締役がその裁量で決定する条件および方法で各サブ・ファンドに請求される。これらの設立費用は200,000ユーロを超えない予定である。

<訂正後>

(前略)

本投資法人の設立費用、当局(アイルランド中央銀行を含むが、これに限らない。)からの認可取得費用、提出手数料、英文目論見書の作成および印刷費用、マーケティング費用ならびに本投資法人およ

び各サブ・ファンドの設立および当初募集に関する法律顧問およびその他の専門家の報酬は、本投資法人が負担し、本投資法人の運用(2012年から)の最初の5年間で償却され、取締役がその裁量で決定する条件および方法で当該期間に存在する各サブ・ファンドに請求された。設立予定のサブ・ファンドに関する設立費用の詳細は、関連するサブ・ファンドの英文目論見書補遺に開示される。

(5) 課税上の取扱い

アイルランド

<訂正前>

(前略)

米国の報告および源泉徴収の要件の遵守

2010年追加雇用促進法の外国口座税務コンプライアンス法(以下「FATCA」という。)は、米国外に金融資産を有する米国人が正確な金額の米国の税金を支払っていることを確保することを目的として米国により施行された包括的な情報報告制度である。FATCAは、通常、一定の米国源泉所得(配当および利息を含む。)ならびに外国金融機関(以下「FFI」という。)に対して支払われる米国源泉の利息または配当を生み出す可能性のある財産の売却その他の処分による総手取金に関して最大30%の源泉徴収税を課す。

(後略)

<訂正後>

(前略)

米国の報告および源泉徴収の要件の遵守

2010年追加雇用促進法の外国口座税務コンプライアンス法(以下「FATCA」という。)は、米国外に金融資産を有する米国人が正確な金額の米国の税金を支払っていることを確保することを目的として米国により施行された包括的な情報報告制度である。FATCAは、通常、外国金融機関(以下「FFI」という。)に対して支払われる一定の米国源泉所得(配当および利息を含む。)に関して最大30%の源泉徴収税を課す。

(後略)

6 手続等の概要

販売手続等

<訂正前>

申込取扱場所(販売会社)/払込取扱場所

U B S証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号
大手町ファーストスクエア イーストタワー

(後略)

<訂正後>

申込取扱場所

U B S証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
丸の内永楽ビルディング

払込取扱場所

U B S証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号
大手町ファーストスクエア イーストタワー

(後略)

7 管理及び運営の概要

<訂正前>

(前略)	
2 利害関係人との取引制限	投資運用会社、保管受託銀行および管理事務代行会社は、本投資法人およびサブ・ファンドの投資目的と同様の投資目的を有する、本投資法人以外の当事者らが設定するその他の投資信託に関して、随時管理会社、保管受託銀行、登録事務代行会社、管理事務代行会社、販売会社、投資顧問会社またはディーラーとして行為するか、その他の関与をすることがある。したがって、投資運用会社、保管受託銀行および管理事務代行会社のいずれかは、業務の過程において、本投資法人およびサブ・ファンドと潜在的な利益相反を有する可能性がある。投資運用会社、保管受託銀行および管理事務代行会社はそれぞれ、常に、かかる利益相反が生じた場合に本投資法人およびサブ・ファンドに対する自己の義務を考慮し、そのような相反状態が公平に解決されることを確保するよう努力する。さらに、上記の投資運用会社、保管受託銀行および管理事務代行会社のいずれかは、本人または代理人として本投資法人と取引を行う場合がある。ただし、かかる取引が対等に、かつ、投資主の最善の利益で行われることを条件とする。 許可された取引は、以下に従う。 (a) 保管受託銀行（または、保管受託銀行が関与する取引の場合は <u>取締役</u>）が、独立かつ適格であると認めた者によって確認される取引価格 (b) 取引の実施が、関連する取引所の規則に基づき、組織化された投資取引所の最良の条件で行われること (c) <u>上記（ a ）および（ b ）に定める条件が実務的でない場合</u>、取引の実施が、関連する取引が対等に、かつ、投資主の最善の利益で行われるという保管受託銀行（または、保管受託銀行が関与する取引の場合は <u>取締役</u>）が満足する条件で行われること
(後略)	

< 訂正後 >

(前略)	
2 利害関係人との取引制限	<u>取締役、管理会社、投資運用会社、保管受託銀行および管理事務代行会社および代理人またはその復代理人（保管受託銀行が任命したグループ外の副保管会社を除く。）</u>およびその関連会社またはグループ会社は、本投資法人およびサブ・ファンドの投資目的と同様の投資目的を有する、本投資法人以外の当事者らが設定するその他の投資信託に関して、随時管理会社、保管受託銀行、登録事務代行会社、管理事務代行会社、販売会社、投資顧問会社またはディーラーに<u>関与するまたはそれらとして行為するか、その他の関与をすること</u>がある。したがって、投資運用会社、保管受託銀行および管理事務代行会社のいずれかは、業務の過程において、本投資法人およびサブ・ファンドと潜在的な利益相反を有する可能性がある。投資運用会社、保管受託銀行および管理事務代行会社はそれぞれ、常に、かかる利益相反が生じた場合に本投資法人およびサブ・ファンドに対する自己の義務を考慮し、そのような相反状態が公平に解決されることを確保するよう努力する。さらに、上記の投資運用会社、保管受託銀行および管理事務代行会社のいずれかは、本人または代理人として本投資法人と取引を行う場合がある。ただし、かかる取引が対等に、かつ、投資主の最善の利益で行われることを条件とする。 許可された取引は、以下に従う。 (a) <u>取引価格は、保管受託銀行（または、保管受託銀行が関与する取引の場合は管理会社）が、独立かつ適格であると認めた者によって確認されること</u> (b) 取引の実施が、関連する取引所の規則に基づき、組織化された投資取引所の最良の条件で行われること (c) 取引の実施が、関連する取引が対等に、かつ、<u>関連するサブ・ファンドの投資主の最善の利益で行われるという原則に従って保管受託銀行（または、保管受託銀行が関与する取引の場合は管理会社）が満足する条件で行われること</u>
(後略)	

第4 外国投資法人の詳細情報の項目

<訂正前>

（前略）

第2 手続等

- 1 申込（販売）手続等
- 2 買戻し手続等
- 3 乗換え手続等

第3 管理及び運営

（後略）

<訂正後>

（前略）

第2 手続等

- 1 申込（販売）手続等
- 2 買戻し手続等
- 3 乗換え手続等
- 4 その他

第3 管理及び運営

（後略）

第三部 外国投資法人の詳細情報

第1 外国投資法人の追加情報

1 外国投資法人の沿革

<訂正前>

2012年2月17日	本投資法人の設立
2012年7月31日	定款の修正
2013年7月26日	定款の修正
2016年9月30日	定款の修正

<訂正後>

2012年2月17日	本投資法人の設立
2012年7月31日	定款の修正
2013年7月26日	定款の修正
2016年9月30日	定款の修正
<u>2020年10月22日</u>	<u>定款の修正</u>

2 役員の状況

<訂正前>

(2020年7月末日現在)

氏名	役職名	略歴	所有 投資証券
(中略)			
アレクサンダー・ラザー ニャ (Alexander Lasagna)	取締役	ラザーニャ氏は、ロンドン・スクール・オブ・エコノミクス金融経済学の学位、ワシントンD.C.のジョンズ・ホプキンス大学高等国際関係大学院経済学の修士号およびローマ・ラ・サピエンツァ大学の政治学学位を取得した。同氏は1992年にそのキャリアをボローニャのノミスマで開始し、1993年にミラノのJPモルガンに移籍した。同氏は議会補佐としてローマで2年間を過ごし、その後、1997年にプライベート・バンカーとしてメリルリンチに入社した。同氏は2000年5月にディレクターとしてロンドンのメリルリンチ・インベストメント・マネジャーズに異動し、2002年に超富裕層チームの責任者となった。同氏は2003年にメリルリンチを退社し、業務執行取締役およびプライベート・バンクの国際チームのヘッドとしてシュローダーに入社した。同氏はエグゼクティブおよび投資委員会のメンバーであり、チームの投資戦略および事業戦略を指示した。同氏は2006年にシュローダーを退社してイタリアの独立系資産運用業者であるINオルタナティブのパートナーとなり、2010年12月に投資運用会社の事業開発およびインベスター・リレーションズのヘッドに任命されるまで、運営を支援した。同氏は2012年に投資運用会社の最高執行責任者に任命された。	該当なし
(後略)			

<訂正後>

(2020年12月末日現在)

氏名	役職名	略歴	所有 投資証券
(中略)			
アレクサンダー・ラザー ニャ (Alexander Lasagna)	取締役	ラザーニャ氏は、ロンドン・スクール・オブ・エコノミクスの金融経済学の学位、ワシントンD.C.のジョンズ・ホプキンス大学高等国際関係大学院経済学の修士号およびローマ・ラ・サピエンツァ大学の政治学学位を取得した。同氏は1992年にそのキャリアをボローニャのノミスマで開始し、1993年にミラノのJPモルガンに移籍した。同氏は議会補佐としてローマで2年間を過ごし、その後、1997年にプライベート・バンカーとしてメリルリンチに入社した。同氏は2000年5月にディレクターとしてロンドンのメリルリンチ・インベストメント・マネジャーズに異動し、2002年に超富裕層チームの責任者となった。同氏は2003年にメリルリンチを退社し、業務執行取締役およびプライベート・バンクの国際チームのヘッドとしてシュローダーに入社した。同氏はエグゼクティブおよび投資委員会のメンバーであり、チームの投資戦略および事業戦略を指示した。同氏は2006年にシュローダーを退社してイタリアの独立系資産運用業者であるINオルタナティブのパートナーとなり、2010年12月に投資運用会社の事業開発およびインベスター・リレーションズのヘッドに任命されるまで、運営を支援した。同氏は2019年に投資運用会社の副最高経営責任者に任命され、以前は7年間最高執行責任者として従事していた。	該当なし
(後略)			

5 その他

<訂正前>

（前略）

b．事業譲渡または事業譲受

本投資法人は、アイルランド中央銀行の要件に従って、サブ・ファンド（本項においては、アルジェブリス・ファイナンシャル・クレジット・ファンドを含む本投資法人のサブ・ファンドを意味する。）と他のサブ・ファンドを含む集中投資スキームの他のファンド（以下「譲受先ファンド」という。）とを合併させることができ、また、かかる合併の際に、投資主に対し、サブ・ファンドにおける持分について比例按分ベースで譲受先ファンドの投資証券を発行することを約因として、サブ・ファンドの資産を譲受先ファンドに譲渡することができる。

（後略）

<訂正後>

（前略）

b．事業譲渡または事業譲受

本投資法人は、アイルランド中央銀行要件に従って、サブ・ファンド（本項においては、アルジェブリス・ファイナンシャル・クレジット・ファンドを含む本投資法人のサブ・ファンドを意味する。）と他のサブ・ファンドを含む集中投資スキームの他のファンド（以下「譲受先ファンド」という。）とを合併させることができ、また、かかる合併の際に、投資主に対し、サブ・ファンドにおける持分について比例按分ベースで譲受先ファンドの投資証券を発行することを約因として、サブ・ファンドの資産を譲受先ファンドに譲渡することができる。

（後略）

第2 手続等

<訂正前>

1 申込（販売）手続等

（i）海外における申込手続等

（中略）

投資証券の申込み

（中略）

現物譲渡による投資証券の申込みが、個別の投資運用会社との合意により、また、保管受託銀行の承認を得ることを条件として行われることがある。

（中略）

申込価格

（中略）

投資運用会社が決定する場合、随時、投資証券の申込みに対して希薄化調整が支払われることがある。申込価格の計算にあたり、取締役は、正味申込みが存在するいずれかの取引日に、取引コストをカバーし、サブ・ファンドの原資産を保護するために希薄化調整を加えることにより、申込価格を調整するものとする。下記「第3 管理及び運営、1 資産管理等の概要、（1）資産の評価、希薄化調整」を参照されたい。

最低当初申込額および最低追加申込額は、関連する英文目論見書補遺の別紙Ⅰに記載される。投資運用会社は、その裁量により、最低当初申込額および最低追加申込額を変更または放棄することができる。

（注）クラスW米ドル投資証券およびクラスWd米ドル投資証券の最低当初申込額は、1,000万ユーロに相当する米ドルの額である。クラスW米ドル投資証券およびクラスWd米ドル投資証券の最低追加申込額は、1万ユーロに相当する米ドルの額である。

所有権の確認書

（中略）

2 買戻し手続等

（i）海外における買戻し手続等

（中略）

買戻請求

（中略）

取締役は、その絶対的な裁量により、例外的な状況において、上記に定める取引日の買戻しの取引締切時間より後に当該取引日に関して受領した買戻請求を受理することができる。ただし、当該取引日に関して、いかなる買戻請求も評価時点より後に受理されないものとする。

買戻請求は、受領された場合、取締役の同意（その裁量において留保することができる。）がある場合を除いて撤回不能である。

買戻価格

投資証券は、適用ある希薄化調整後の、買戻しが実行された取引日に得られる該当する投資証券1口当たり純資産価格で買い戻されるものとする。

投資運用会社が決定する場合、随時、投資証券の買戻しに対して希薄化調整が支払われることがある。買戻価格を計算するにあたり、取締役は、正味買戻しが行われたいずれかの取引日において、取引コストをカバーし、サブ・ファンドの原資産を保護するための希薄化調整を控除することにより、買戻価格を調整するものとする。下記「第3 管理及び運営、1 資産管理等の概要、（1）資産の評価、希薄化調整」を参照されたい。

（中略）

過剰な取引

サブ・ファンドへの投資は、中長期的な投資のみを目的とする。本投資法人は、短期売買を防止するために合理的な措置を講じる。サブ・ファンドへの過度の短期での購入および売却取引（もしくは市場タイミング取引）またはその他の乱用的な取引慣行は、ポートフォリオの投資戦略を混乱させる可能性があり、これらのコストを生じさせない長期的な投資主を含むすべての投資主にとって、費用を増加させ、投資リターンに悪影響を及ぼす可能性がある。本投資法人は、投資家または投資家グループによる投資証券の申込みを、事前の通知なしに、理由を問わず（特に、取引行為がサブ・ファンドに混乱をもたらすと本投資法人が判断した場合を含む。）、拒否する権利を留保する。例えば、投資運用会社がサブ・ファンドの投資方針に従って資金を効果的に投資することができないと判断した場合や、取引の規模、取引の頻度、その他の要因によりサブ・ファンドに悪影響を及ぼすと判断した場合には、申込の効力発生（または譲渡請求の実行）を拒否することがある。

共通の所有権または支配下にある口座の取引履歴は、これらの方針を実施する際に考慮されることがある。同一の金融仲介業者を通じてオムニバスベースで発注された取引は、この方針の目的上、グループの一部とみなされる場合があり、サブ・ファンドによってその全部または一部が拒否される場合がある。

本投資法人の過剰な取引防止方針に違反して金融仲介業者に受け入れられた取引は、本投資法人が受け入れたものとはみなされず、受領の翌営業日に取消または撤回される場合がある。

投資家は、長期的な投資家の利益のために適切な方針を決定する上で、また、その方針を適用し、実施する上で、実務的な制約があることを認識すべきである。例えば、投資家がオムニバス口座を利用して行う秘密の取引や短期取引を特定し、防止する能力は限定される。また、ファンド・オブ・ファンズやアセット・アロケーション・ファンドなどの投資家は、自らの投資マニフェストや投資戦略に応じて、本投資法人やサブ・ファンドに投資する資産の割合を変更する。本投資法人は、これらの

投資家の利益と長期的な投資家の利益とのバランスを一致させるように努めるが、本投資法人がすべての状況においてこれを成功させるという保証はない。例えば、金融仲介業者に利用されるまたは金融仲介業者によるオムニバス口座の利用により発見が困難になっている過剰な取引を、特定したり、合理的に発見することは必ずしも可能ではない。

本投資法人は、分析を支援するために管理事務代行会社から提供される報告書に基づき可能な限り、「ラウンドトリップ」の監視に努める。「ラウンドトリップ」とは、(あらゆる手段で)サブ・ファンドから買い戻された後、(あらゆる手段で)同じサブ・ファンドを再購入することである。本投資法人は、投資主が行うラウンドトリップの回数を制限することができる。

(中略)

3 乗換え手続等

(中略)

() 日本における乗換え

日本における投資主は、自己の投資証券から本投資法人の他のサブ・ファンドまたは他のクラスの投資証券に乗換えを行うことができない。

<訂正後>

1 申込(販売)手続等

(i) 海外における申込手続等

(中略)

投資証券の申込み

(中略)

現物譲渡による投資証券の申込みが、個別の管理会社との合意により、また、保管受託銀行の承認を得ることを条件として行われることがある。

(中略)

申込価格

(中略)

本投資法人またはその正当に認可された代理人が決定する場合、随時、投資証券の申込みに対して希薄化調整が支払われることがある。申込価格の計算にあたり、本投資法人またはその正当に認可された代理人は、正味申込みが存在するいずれかの取引日に、取引コストをカバーし、サブ・ファンドの原資産を保護するために希薄化調整を加えることにより、申込価格を調整するものとする。下記「第3 管理及び運営、1 資産管理等の概要、(1) 資産の評価、希薄化調整」を参照されたい。

最低当初申込額および最低追加申込額は、関連する英文目論見書補遺の別紙Iに記載される。本投資法人またはその正当に認可された代理人は、その裁量により、最低当初申込額および最低追加申込額を変更または放棄することができる。

(注) クラスW米ドル投資証券およびクラスWd米ドル投資証券の最低当初申込額は、1,000万ユーロに相当する米ドルの額である。クラスW米ドル投資証券およびクラスWd米ドル投資証券の最低追加申込額は、1万ユーロに相当する米ドルの額である。

管理会社は、その絶対的な裁量により、例外的な状況において、上記に定める取引日の申込みの取引締切時間より後に当該取引日に関して受領した投資証券の申込みを受理することができる。ただし、当該取引日に関して、いかなる申込みも評価時点より後に受理されないものとする。申込みが受領された例外的な状況は、管理会社により完全に書面化される。

所有権の確認書

(中略)

2 買戻し手続等

(i) 海外における買戻し手続等

（中略）

買戻請求

（中略）

管理会社は、その絶対的な裁量により、例外的な状況において、上記に定める取引日の買戻しの取引締切時間より後に当該取引日に関して受領した買戻請求を受理することができる。ただし、当該取引日に関して、いかなる買戻請求も評価時点より後に受領されないものとする。買戻請求が受領された例外的な状況は、管理会社により完全に書面化される。

買戻請求は、受領された場合、取締役の同意（その裁量において留保することができる。）がある場合を除いて撤回不能である。

買戻価格

投資証券は、適用ある希薄化調整後の、買戻しが実行された取引日に得られる該当する投資証券1口当たり純資産価格で買い戻されるものとする。

本投資法人またはその正当に認可された代理人が決定する場合、随時、投資証券の買戻しに対して希薄化調整が支払われることがある。買戻価格を計算するにあたり、管理会社は、正味買戻しが行われたいずれかの取引日において、取引コストをカバーし、サブ・ファンドの原資産を保護するための希薄化調整を控除することにより、買戻価格を調整するものとする。下記「第3 管理及び運営、1 資産管理等の概要、（1）資産の評価、希薄化調整」を参照されたい。

（中略）

過剰な取引

サブ・ファンドへの投資は、中長期的な投資のみを目的する。本投資法人および管理会社は、短期売買を防止するために合理的な措置を講じる。サブ・ファンドへの過度の短期での購入および売却取引（もしくは市場タイミング取引）またはその他の乱用的な取引慣行は、ポートフォリオの投資戦略を混乱させる可能性があり、これらのコストを生じさせない長期的な投資主を含むすべての投資主にとって、費用を増加させ、投資リターンに悪影響を及ぼす可能性がある。本投資法人は、投資家または投資家グループによる投資証券の申込みを、事前の通知なしに、理由を問わず（特に、取引行為がサブ・ファンドに混乱をもたらすと本投資法人が判断した場合を含む。）、拒否する権利を留保する。例えば、管理会社がサブ・ファンドの投資方針に従って資金を効果的に投資することができないと判断した場合や、取引の規模、取引の頻度、その他の要因によりサブ・ファンドに悪影響を及ぼすと判断した場合には、申込の効力発生（または譲渡請求の実行）を拒否することがある。

共通の所有権または支配下にある口座の取引履歴は、これらの方針を実施する際に考慮されることがある。同一の金融仲介業者を通じてオムニバスベースで発注された取引は、この方針の目的上、グループの一部とみなされる場合があり、サブ・ファンドによってその全部または一部が拒否される場合がある。

管理会社の過剰な取引防止方針に違反して金融仲介業者に受け入れられた取引は、本投資法人が受け入れたものとはみなされず、受領の翌営業日に取消または撤回される場合がある。

投資家は、長期的な投資家の利益のために適切な方針を決定する上で、また、その方針を適用し、実施する上で、実務的な制約があることを認識すべきである。例えば、投資家がオムニバス口座を利用して行う秘密の取引や短期取引を特定し、防止する能力は限定される。また、ファンド・オブ・ファンズやアセット・アロケーション・ファンドなどの投資家は、自らの投資マニフェストや投資戦略に応じて、本投資法人やサブ・ファンドに投資する資産の割合を変更する。本投資法人は管理会社と協議し、これらの投資家の利益と長期的な投資家の利益とのバランスを一致させるように努めるが、本投資法人が管理会社と協議し、すべての状況においてこれを成功させるという保証はない。例えば、金融仲介業者に利用されるまたは金融仲介業者によるオムニバス口座の利用により発見が困難になっている過剰な取引を、特定したり、合理的に発見することは必ずしも可能ではない。

管理会社は、分析を支援するために管理事務代行会社から提供される報告書に基づき可能な限り、「ラウンドトリップ」の監視に努める。「ラウンドトリップ」とは、(あらゆる手段で)サブ・ファンドから買い戻された後、(あらゆる手段で)同じサブ・ファンドを再購入することである。本投資法人は管理会社と協議し、投資主が行うラウンドトリップの回数を制限することができる。

(中略)

3 乗換え手続等

(中略)

() 日本における乗換え

日本における投資主は、自己の投資証券から本投資法人の他のサブ・ファンドまたは他のクラスの投資証券に乗換えを行うことができない。

4 その他

金融指数に対する投資

投資のための金融指数の利用

サブ・ファンドが、投資目的のために一つ以上の金融指数に対するエクスポージャーを得ようとする場合、この意向に関連する英文目論見書補遺および十分な開示書類に記載し、投資予定者が、当該指数が表示している市場、当該サブ・ファンドの投資戦略の一環として当該指数を利用している理由、投資が指数の構成銘柄への投資を通じて直接行われるかまたはFDIを通じて間接的に行われるか、および指数についての追加情報を取得できるか否かを理解できるようにしなければならない。かかる金融指数は、適格資産で構成される場合もあれば構成されない場合もあり、例えば四半期毎、半期毎または毎年、アイルランド中央銀行の要件に従い、定期的にリバランス／調整される。かかる指数へのエクスポージャーの獲得に関連する費用は、関連する指数がリバランスされる頻度により影響を受ける。特定の構成銘柄の比重が本規則に規定される許可された投資制限を超えた場合、管理会社または投資運用会社（場合に応じる。）は、関連するサブ・ファンドの投資主の利益を考慮しつつ、状況の是正を優先する。

適格資産で構成される金融指数が本規則の規則71に規定されるリスク分散規則を遵守していない場合、本投資法人がサブ・ファンドのために行うデリバティブを利用したかかる指数への投資は、金融指数のデリバティブではなく、指数に含まれる資産の組み合わせのデリバティブとみなされることに留意すべきである。サブ・ファンドは、「ルックスルー」ベースで、関連する指数の構成銘柄に対するサブ・ファンドの直接および間接的なエクスポージャーを考慮に入れて、本規則に規定されるリスク分散規則を遵守することができる場合のみ、かかる金融指数に対するエクスポージャーを獲得することができる。

サブ・ファンドが投資目的のためにエクスポージャーを得る可能性のある実際の金融指数は随時変化するため、その包括的なリストを作成することは不可能な場合がある。サブ・ファンドがエクスポージャーを有する指数のリストは、関連するサブ・ファンドの年次財務諸表に記載される。サブ・ファンドが利用する金融指数の詳細（その名前、分類、リバランスの頻度および表示する市場を含む。）は、請求に応じて管理会社または投資運用会社から当該サブ・ファンドの投資主に提供される。

効率的なポートフォリオ運用のための金融指数の利用

サブ・ファンドが効率的なポートフォリオ運用の目的のためにのみ金融指数を利用しようとする場合、この意向は関連する英文目論見書補遺に開示される。

ベンチマーク規則の適用

サブ・ファンドは、ベンチマークの利用によりベンチマーク規則の適用対象となる。かかる状況において、管理会社は、ベンチマーク規則の対象であるサブ・ファンドが利用するベンチマークに重要な変更があるか、またはその提供が停止した場合に講じられる措置を定めた適切なコンティンジェンシーの取決めを導入するものとする。ベンチマークの停止または重要な変更に関する管理会社の方針の写しは、請求に応じて管理会社から提供される。

証券化規則

サブ・ファンドは、その投資方針において開示されている場合、証券化商品に投資することができる。規則（EU）2017/2402（以下「証券化規則」という。）に基づき、管理会社は、証券化商品への投資に関する一定のデュー・ディリジェンスおよび継続的なモニタリングに係る要件を遵守しなければならない。証券化規則は、EUでの証券化に関与する当事者らに対し、証券化に関する一定の情報を投資者に提供することを義務付けており、これにより、管理会社は、証券化規則に基づき義務付けられる必要なデュー・ディリジェンスおよび継続的なモニタリングを行うことが可能となるはずである。ただし、EU域外の証券化の場合、かかる情報が容易に入手できない場合がある。その結果、管理会社はかかる証券化に対するエクスポージャーを得られず、管理会社の投資ユニバースが制限される可能性があり、ひいては関連するサブ・ファンドのパフォーマンスに悪影響が及ぶ可能性がある。

証券化規則に基づき、管理会社は、証券化の両当事者および証券化自体についてデュー・ディリジェンスを行う義務を有する。管理会社がかかるデュー・ディリジェンスの完了に関連して専門アドバイザーを雇用する場合、関連するサブ・ファンドは追加費用を負担することとなる可能性がある。

株主権利指令

サブ・ファンドの投資方針について関連する場合に限り、管理会社は、2020年欧州連合（株主権利）規則（以下「SRD II」という。）に基づき自らに課される義務を遵守するものとし、本投資法人に対し、SRD IIの遵守を証明するために本投資法人が合理的に要求するすべての関連する情報および文書を提供するものとする。

第3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

（1）資産の評価

< 訂正前 >

（前略）

1. サブ・ファンドの資産価値を決定するにあたり、市場相場が容易に入手可能な規制市場において上場、取引されるか、または、取り扱われる各投資対象は、最終仲値で評価されるものとする。ただし、規制市場で上場、取引されるか、または、取り扱われるが、関連する証券取引所外でプレミアム付またはディスカウントされて取得または取引される投資対象の価値は、当該投資対象の評価日時点でプレミアムまたはディスカウントの水準を考慮して評価されることがある。また、保管受託銀行は、証券の推定実現価値を定める状況において、かかる手続きの採用が正当であることを確保しなければならない。投資対象が通常、複数の規制市場の規則に基づいて上場、取引されるか、または、取り扱われる場合、関連する規制市場が、投資対象の主要市場を構成するものとする。関連する規制市場で上場、取引されるか、もしくは、取り扱われる投資対象の価格が関連する時期に入手できないか、もしくは、非典型的である場合または投資対象が取引所もしくは規制市場で上場もしくは取引されていない場合、当該投資対象は、取締役が任命し、かかる目的において保管受託銀行が承認する適格な専門家（投資運用会社である場合がある。）によって投資対象の推定実現価値として慎重かつ誠実に証明された価額で評価されるものとする。投資運用会社および管理事務代行会社のいずれも、投資運用会社および管理事務代行会社が当該時点の最終仲値であると合理的に考えた価格がそのような価格ではないことが判明した場合、いかなる責任も負わないものとする。
2. 上記の規定に従って評価されない集団投資スキームの受益証券または投資口は、集団投資スキームによって公表された最新の入手可能な受益証券／投資口1口当たり純資産価格に基づいて評価されるものとする。

3. 預金および類似の投資対象は、その額面金額および経過利息で評価されるものとする。ただし、取締役の意見において、その公正価値を反映するために調整が行われるべき場合を除く。
4. 取引所で取引されるデリバティブ商品は、該当する取引所の関連する決済価格で評価されるものとする。ただし、取引所で取引されるデリバティブ商品の決済価格が入手できない場合、かかる商品の価値は、取締役が任命し、かかる目的において保管受託銀行が承認する適格な者によって慎重かつ誠実に見積もられた推定実現価値とする。取引所で取引されていないデリバティブ商品の取引相手方は、契約を評価し、本投資法人の要請に応じて公正価値で取引を終了する準備をしなければならない。本投資法人は、店頭デリバティブを、取引相手方による評価または代替的な評価（本投資法人または独立のプライシング・ベンダーによって算定される評価等）を用いて評価することを選択することができる。本投資法人は、店頭デリバティブを毎日評価しなければならない。本投資法人が代替的な評価を用いて店頭デリバティブを評価する場合、本投資法人は、国際的なベストプラクティスに従わなければならない、IOSCOおよびAIMA等の組織によって確立された店頭商品の評価に関する原則を遵守する。代替的な評価は、取締役が任命し、かかる目的において保管受託銀行が承認する適格な者によって提供される。代替的な評価は、取引相手方による評価に対して毎月調整が行われる。重大な差異が生じた場合、速やかに調査および説明が行われる。本投資法人が店頭デリバティブを取引相手方による評価を用いて評価する場合、かかる評価は、保管受託銀行によってかかる目的において承認され、かつ、取引相手方から独立した当事者によって承認または確認されなければならない。独自の確認は、少なくとも毎週行われなければならない。先渡外国為替契約は、自由に利用可能な市場相場を参照して評価されるものとする。
5. 非マネー・マーケット・ファンドの保有する短期金融商品は、アイルランド中央銀行の要件に従い、償却ベースで評価されることがある。
6. 取締役は、通貨、市場性、取引コストおよび/または関連するとみなされるその他の勘案事項に関して公正価値を反映するために投資証券1口当たり純資産価格の調整が必要であると考えられる場合に、かかる調整を行うことがある。
7. 上記の評価規則に従って特定の投資対象の評価を行うことが不可能もしくは不適当である場合またはかかる評価が資産の公正市場価値を表すものではない場合、取締役が任命し、かかる目的において保管受託銀行が承認する適格な者が、かかる特定の商品の適正評価を得るため、その他の一般に認められた評価方法を利用する権利を有する。ただし、保管受託銀行がかかる評価方法を承認していることを条件とする。
8. 資産価値は、通貨、市場性、取引コストおよび/または関連があるとみなされるその他の勘案事項に関して、資産の公正価値を反映するために調整が必要と考えられる場合に取締役または投資運用会社によって調整されることがある。

管理事務代行会社は、確認または追加の問い合わせを行うことなく、本投資法人が管理事務代行会社と合意した本投資法人の価格設定方針、英文目論見書に記載する価格情報源またはかかる価格情報源が存在しない場合は、管理事務代行会社が依拠することを選択することができる価格情報源（ただし、かかる場合、管理事務代行会社は、依拠する情報源の選択に合理的な注意を払う。）によって提供される、サブ・ファンドが保有する特定の投資対象に関する価格設定情報に依拠する権利を有するものとする。上記の一般性を損なうことなく、管理事務代行会社は、自らがサブ・ファンドの資産または負債の評価または価格設定を行わないことに起因してある者が被る一切の損失につき責任を負わないものとする（ただし、管理事務代行契約に定める場合を除く。）。

管理事務代行会社は、自動価格設定サービス、ブローカー、マーケットメーカー、仲介業者その他第三者のネットワークを利用してサブ・ファンドの資産または負債の価格を独自に確認する合理的な努力を行う。容易に利用可能な独自の価格情報源が存在しない場合、管理事務代行会社は、（ ）本投資法人、（ ）投資運用会社および/または（ ）それぞれのかかる場合において、サブ・ファンドの資産もしくは負債の評価もしくは価格設定情報を管理事務代行会社に提供するために本投資法人もしくは投

資運用会社が任命もしくは認可した評価者、第三者評価代理人、仲介業者その他第三者によって自らに提供される、サブ・ファンドの資産または負債（プライベート・エクイティ投資を含むが、これに限らない。）に関する評価または価格設定情報（公正価値の価格設定情報を含むが、これに限らない。）のみに依拠することができる。

希薄化調整

（中略）

希薄化調整の水準は、上記の状況において投資運用会社が計算し、管理事務代行会社が適用する。申込みおよび／または買戻しに適用される希薄化調整の詳細は、投資主が請求により管理事務代行会社から入手することができる。

（後略）

<訂正後>

（前略）

1. サブ・ファンドの資産価値を決定するにあたり、市場相場が容易に入手可能な規制市場において上場、取引されるか、または、取引扱われる各投資対象は、最終仲値で評価されるものとする。ただし、規制市場で上場、取引されるか、または、取引扱われるが、関連する証券取引所外でプレミアム付またはディスカウントされて取得または取引される投資対象の価値は、当該投資対象の評価日時時点でプレミアムまたはディスカウントの水準を考慮して評価されることがある。また、保管受託銀行は、証券の推定実現価値を定める状況において、かかる手続きの採用が正当であることを確保しなければならない。投資対象が通常、複数の規制市場の規則に基づいて上場、取引されるか、または、取引扱われる場合、関連する規制市場が、投資対象の主要市場を構成するものとする。関連する規制市場で上場、取引されるか、もしくは、取引扱われる投資対象の価格が関連する時期に入手できないか、もしくは、非典型的である場合または投資対象が取引所もしくは規制市場で上場もしくは取引されていない場合、当該投資対象は、管理会社が任命し、かかる目的において保管受託銀行が承認する管理会社または適格な専門家（投資運用会社である場合がある。）によって投資対象の推定実現価値として慎重かつ誠実に証明された価額で評価されるものとする。管理会社、投資運用会社および管理事務代行会社のいずれも、投資運用会社および管理事務代行会社が当該時点の最終仲値であると合理的に考えた価格がそのような価格ではないことが判明した場合、いかなる責任も負わないものとする。
2. 上記の規定に従って評価されない集団投資スキームの受益証券または投資口は、集団投資スキームによって公表された最新の入手可能な受益証券／投資口1口当たり純資産価格に基づいて評価されるものとする。
3. 預金および類似の投資対象は、その額面金額および経過利息で評価されるものとする。ただし、管理会社の意見において、その公正価値を反映するために調整が行われるべき場合を除く。
4. 取引所で取引されるデリバティブ商品は、該当する取引所の関連する決済価格で評価されるものとする。ただし、取引所で取引されるデリバティブ商品の決済価格が入手できない場合、かかる商品の価値は、管理会社が任命し、かかる目的において保管受託銀行が承認する適格な者によって慎重かつ誠実に見積もられた推定実現価値とする。取引所で取引されていないデリバティブ商品の取引相手方は、契約を評価し、本投資法人の要請に応じて公正価値で取引を終了する準備をしなければならない。管理会社は、店頭デリバティブを、取引相手方による評価または代替的な評価（管理会社または独立のプライシング・ベンダーによって算定される評価等）を用いて評価することを選択することができる。管理会社は、店頭デリバティブを毎日評価しなければならない。管理会社が代替的な評価を用いて店頭デリバティブを評価する場合、管理会社は、国際的なベストプラクティスに従わなければならない、IOSCOおよびAIMA等の組織によって確立された店頭商品の評価に関する原則

を遵守する。代替的な評価は、管理会社が任命し、かかる目的において保管受託銀行が承認する適格な者によって提供される。代替的な評価は、取引相手方による評価に対して毎月調整が行われる。重大な差異が生じた場合、速やかに調査および説明が行われる。管理会社が店頭デリバティブを取引相手方による評価を用いて評価する場合、かかる評価は、保管受託銀行によってかかる目的において承認され、かつ、取引相手方から独立した当事者によって承認または確認されなければならない。独自の確認は、少なくとも毎週行われなければならない。先渡外国為替契約は、自由に利用可能な市場相場を参照して評価されるものとする。

5. 非マネー・マーケット・ファンドの保有する短期金融商品は、アイルランド中央銀行の要件に従い、償却ベースで評価されることがある。
6. 管理会社は、通貨、市場性、取引コストおよび/または関連するとみなされるその他の勘案事項に関して公正価値を反映するために投資証券1口当たり純資産価格の調整が必要であると考えられる場合に、かかる調整を行うことがある。管理会社は、純資産価格の調整に対する根拠を明確に書面化する。
7. 上記の評価規則に従って特定の投資対象の評価を行うことが不可能もしくは不適当である場合またはかかる評価が資産の公正市場価値を表すものではない場合、管理会社が任命し、かかる目的において保管受託銀行が承認する適格な者が、かかる特定の商品の適正評価を得るため、その他の一般に認められた評価方法を利用する権利を有する。ただし、保管受託銀行がかかる評価方法を承認していることを条件とする。
8. 資産価値は、通貨、市場性、取引コストおよび/または関連があるとみなされるその他の勘案事項に関して、資産の公正価値を反映するために調整が必要と考えられる場合に管理会社によって調整されることがある。

管理事務代行会社は、確認または追加の問い合わせを行うことなく、管理会社が管理事務代行会社と合意した管理会社の価格設定方針、英文目論見書に記載する価格情報源またはかかる価格情報源が存在しない場合は、管理事務代行会社が依拠することを選択することができる価格情報源(ただし、かかる場合、管理事務代行会社は、依拠する情報源の選択に合理的な注意を払う。)によって提供される、サブ・ファンドが保有する特定の投資対象に関する価格設定情報に依拠する権利を有するものとする。上記の一般性を損なうことなく、管理事務代行会社は、自らがサブ・ファンドの資産または負債の評価または価格設定を行わないことに起因してある者が被る一切の損失につき責任を負わないものとする(ただし、管理事務代行契約に定める場合を除く。)。

管理事務代行会社は、自動価格設定サービス、ブローカー、マーケットメーカー、仲介業者その他第三者のネットワークを利用してサブ・ファンドの資産または負債の価格を独自に確認する合理的な努力を行う。容易に利用可能な独自の価格情報源が存在しない場合、管理事務代行会社は、() 管理会社、() 投資運用会社および/または() それぞれのかかる場合において、サブ・ファンドの資産もしくは負債の評価もしくは価格設定情報を管理事務代行会社に提供するために管理会社が任命もしくは認可した評価者、第三者評価代理人、仲介業者その他第三者によって自らに提供される、サブ・ファンドの資産または負債(プライベート・エクイティ投資を含むが、これに限らない。)に関する評価または価格設定情報(公正価値の価格設定情報を含むが、これに限らない。)のみに依拠することができる。

希薄化調整

(中略)

希薄化調整の水準は、上記の状況において本投資法人またはその正当に認可された代理人が計算し、管理事務代行会社が適用する。申込みおよび/または買戻しに適用される希薄化調整の詳細は、投資主が請求により管理事務代行会社から入手することができる。

(後略)

(5) その他

() 関係法人との契約の更改等に関する手続

< 訂正前 >

投資運用契約

(後略)

< 訂正後 >

管理会社契約

いずれの当事者も、3 か月前までに書面通知を行うことにより、またはいずれかの当事者が支払不能に陥った場合もしくは催告後も是正されない違反がある場合等の一定の状況においては、書面で通知することにより直ちに管理会社契約を終了することができる。

同契約は、アイルランドの法律に準拠し、これに従い解釈されるものとする。

投資運用契約

(後略)

2 利害関係人との取引制限

<訂正前>

（前略）

一般

利益相反

投資運用会社、保管受託銀行および管理事務代行会社は、本投資法人およびサブ・ファンドの投資目的と同様の投資目的を有する、本投資法人以外の当事者らが設定するその他の投資信託に関して、随時管理会社、保管受託銀行、登録事務代行会社、管理事務代行会社、販売会社、投資顧問会社またはディーラーとして行為するか、その他の関与をすることがある。したがって、投資運用会社、保管受託銀行および管理事務代行会社のいずれかは、業務の過程において、本投資法人およびサブ・ファンドと潜在的な利益相反を有する可能性がある。投資運用会社、保管受託銀行および管理事務代行会社はそれぞれ、常に、かかる利益相反が生じた場合に本投資法人およびサブ・ファンドに対する自己の義務を考慮し、そのような相反状態が公平に解決されることを確保するよう努力する。さらに、上記の投資運用会社、保管受託銀行および管理事務代行会社のいずれかは、本人または代理人として本投資法人と取引を行う場合がある。ただし、かかる取引が対等に、かつ、投資主の最善の利益で行われることを条件とする。

許可された取引は、以下に従う。

- （a）保管受託銀行（または、保管受託銀行が関与する取引の場合は取締役）が、独立かつ適格であると認められた者によって確認される取引価格
- （b）取引の実施が、関連する取引所の規則に基づき、組織化された投資取引所の最良の条件で行われること
- （c）上記（a）および（b）に定める条件が実務的でない場合、取引の実施が、関連する取引が対等に、かつ、投資主の最善の利益で行われるという保管受託銀行（または、保管受託銀行が関与する取引の場合は取締役）が満足する条件で行われること

保管受託銀行（または、保管受託銀行が関与する取引の場合は取締役）は、上記（a）、（b）または（c）項の規定を自らが遵守する方法を書面化しなければならない。取引が上記（c）項に従って行われた場合、保管受託銀行（または、保管受託銀行が関与する取引の場合は取締役）は、取引が上記の原則に従っていると満足する根拠を書面化しなければならない。

投資運用会社およびそのいずれかの子会社、関連会社、フェロー・グループのメンバー、関係会社、代理人、取締役、役員、委託先または関係者ら（以下「関係者ら」といい、それぞれ「関係者」という。）は、現金その他割戻しを保持すること（報酬、手数料または金銭的便益もしくは適格な「僅少非金銭的」便益以外の非金銭的便益の受領および保持を含む。）はできない。ただし、投資運用会社は、リサーチが、投資運用会社による自らの資金からの直接的な支払いまたは投資運用会社が管理する個別のリサーチ・ペイメント・アカウントからの支払いの対価として受領されることにより、リサーチの受領が投資運用会社に対する金銭上の便益とならない場合、自らが誘因を構成することなく、投資リサーチを受領することができる。

通常定款は、サブ・ファンドの特定の投資対象が、保管受託銀行によってかかる目的のために承認された適格者によって提供された価格に基づいて評価されることがあると規定している。投資運用会社または投資運用会社に関連する当事者は、かかる目的のために保管受託銀行により承認される適格者である場合がある。投資運用会社の報酬は、サブ・ファンドの純資産価額を参照して算出される。サブ・ファンドの純資産価額が高いほど、投資運用会社に支払われる報酬は高くなる。したがって、投資運用会社が、関連するサブ・ファンドの特定の資産の価格設定の目的上の適格者として承認される場合には、利益相反が生じることがある。

投資運用会社は、ブローカーまたはディーラーと手数料分配契約を締結することができる。投資運用会社が、サブ・ファンドのための有価証券の売買に関してブローカーまたはディーラーが請求する手数料の一部の回収について交渉することに成功した場合、関連するサブ・ファンドに割戻手数料が支払われるものとする。

いかなる法律顧問も、投資主の個別の持分を代表するために任命されていない。したがって、投資主は、本投資法人もしくはサブ・ファンドの組成または投資運用会社および投資主の関係する持分、権利および義務の決定において独立した法律顧問の恩恵を受けていない。英文目論見書および英文目論見書補遺は、投資運用会社が提供する情報に基づいて作成されており、本投資法人のアイルランド法の法律顧問であるデュロン・ユーステスはかかる情報を独自に確認していない。

<訂正後>

(前略)

一般

利益相反

取締役、管理会社、投資運用会社、保管受託銀行および管理事務代行会社および代理人またはその復代理人(保管受託銀行が任命したグループ外の副保管会社を除く。)およびその関連会社またはグループ会社(以下「関係当事者ら」という。)は、本投資法人およびサブ・ファンドの投資目的と同様の投資目的を有する、本投資法人以外の当事者らが設定するその他の投資信託に関して、随時管理会社、保管受託銀行、登録事務代行会社、管理事務代行会社、販売会社、投資顧問会社またはディーラーに関与するまたはそれらとして行為するか、その他の関与をすることがある。したがって、投資運用会社、保管受託銀行および管理事務代行会社のいずれかは、業務の過程において、本投資法人およびサブ・ファンドと潜在的な利益相反を有する可能性がある。投資運用会社、保管受託銀行および管理事務代行会社はそれぞれ、常に、かかる利益相反が生じた場合に本投資法人およびサブ・ファンドに対する自己の義務を考慮し、そのような相反状態が公平に解決されることを確保するよう努力する。さらに、上記の投資運用会社、保管受託銀行および管理事務代行会社のいずれかは、本人または代理人として本投資法人与取引を行う場合がある。ただし、かかる取引が対等に、かつ、投資主の最善の利益で行われることを条件とする。

許可された取引は、以下に従う。

- (a) 取引価格は、保管受託銀行(または、保管受託銀行が関与する取引の場合は管理会社)が、独立かつ適格であると認めた者によって確認されること
- (b) 取引の実施が、関連する取引所の規則に基づき、組織化された投資取引所の最良の条件で行われること
- (c) 取引の実施が、関連する取引が対等に、かつ、関連するサブ・ファンドの投資主の最善の利益で行われるという原則に従って保管受託銀行(または、保管受託銀行が関与する取引の場合は管理会社)が満足する条件で行われること

保管受託銀行(または、保管受託銀行が関与する取引の場合は管理会社)は、上記(a)、(b)または(c)項の規定を自らが遵守する方法を書面化しなければならない。取引が上記(c)項に従って行われた場合、保管受託銀行(または、保管受託銀行が関与する取引の場合は管理会社)は、取引が上記の原則に従っていると満足する根拠を書面化しなければならない。

本投資法人の定期報告書では、() 上記の義務が関係当事者らとの全ての取引に適用されることを確保するための(手続書により証明される)取決めが整備されていることを、管理会社の取締役が確信しているか否か、および() 期間中に締結された関係当事者らとの取引が上記の義務を遵守していたことを、取締役が確信しているか否かが確認されなければならない。

投資運用会社およびそのいずれかの子会社、関連会社、フェロー・グループのメンバー、関係会社、代理人、取締役、役員、委託先または関係者ら(以下「関係者ら」といい、それぞれ「関係者」とい

う。)は、現金その他割戻しを保持すること(報酬、手数料または金銭的便益もしくは適格な「僅少非金銭的」便益以外の非金銭的便益の受領および保持を含む。)はできない。ただし、投資運用会社は、リサーチが、投資運用会社による自らの資金からの直接的な支払いまたは投資運用会社が管理する個別のリサーチ・ペイメント・アカウントからの支払いの対価として受領されることにより、リサーチの受領が投資運用会社に対する金銭上の便益とならない場合、自らが誘因を構成することなく、投資リサーチを受領することができる。

通常定款は、サブ・ファンドの特定の投資対象が、保管受託銀行によってかかる目的のために承認された適格者によって提供された価格に基づいて評価されることがあると規定している。管理会社または投資運用会社または管理会社あるいは投資運用会社に関連する当事者は、かかる目的のために保管受託銀行により承認される適格者である場合がある。管理会社または投資運用会社の報酬は、サブ・ファンドの純資産価額を参照して算出される。サブ・ファンドの純資産価額が高いほど、管理会社および/または投資運用会社に支払われる報酬は高くなる。したがって、管理会社および/または投資運用会社が、関連するサブ・ファンドの特定の資産の価格設定の目的上の適格者として承認される場合には、利益相反が生じることがある。

管理会社および/または投資運用会社は、ブローカーまたはディーラーと手数料分配契約を締結することができる。管理会社および/または投資運用会社が、サブ・ファンドのための有価証券の売買に関してブローカーまたはディーラーが請求する手数料の一部の回収について交渉することに成功した場合、関連するサブ・ファンドに割戻手数料が支払われるものとする。

いかなる法律顧問も、投資主の個別の持分を代表するために任命されていない。したがって、投資主は、本投資法人もしくはサブ・ファンドの組成または管理会社、投資運用会社および投資主の関係する持分、権利および義務の決定において独立した法律顧問の恩恵を受けていない。英文目論見書および英文目論見書補遺は、投資運用会社が提供する情報に基づいて作成されており、本投資法人のアイルランド法の法律顧問であるデュロン・ユーステスはかかる情報を独自に確認していない。

第4 関係法人の状況

1 資産運用会社の概況

(1) 名称、資本金の額及び事業の内容

<訂正前>

アルジェブリス(UK)リミテッド(Algebris(UK) Limited) (「投資運用会社」)

(中略)

b. 事業の内容

アルジェブリス(UK)リミテッドは、本投資法人の投資運用会社、販売会社およびプロモーターとして行為する。

(後略)

<訂正後>

アルジェブリス・インベストメンツ(アイルランド)リミテッド(Algebris Investments(Ireland) Limited) (「管理会社」)

a. 資本金の額

管理会社の2020年12月31日現在の資本金は、6,050,000ユーロ(約7億6,520万円)である。

(注)ユーロの円貨換算は、便宜上、2021年1月29日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=126.48円)による。

b. 事業の内容

管理会社は、本規則に基づきUCITSファンド管理会社として行為すること、および2013年欧州連合(オルタナティブ投資ファンド運用者)規則(その後の改正を含む。)に基づきオルタナティブ投資ファンド運用者(AIFM)として行為することをアイルランド中央銀行により認可されている。管理会社の主たる事業は、投資信託の運用者として行為することである。

アルジェブリス(UK)リミテッド(Algebris(UK) Limited) (「投資運用会社」)

(中略)

b. 事業の内容

アルジェブリス(UK)リミテッドは、本投資法人のプロモーターとして行為し、サブ・ファンドの英文目論見書補遺に開示される場合を除き、投資運用契約に従って管理会社よりサブ・ファンドの投資運用会社および販売会社として任命されている。

(後略)

(2) 運用体制

<訂正前>

投資運用会社は、運用、財務、法務、ITおよびコンプライアンス機能を専門とする部署を有している。

(後略)

<訂正後>

管理会社は、アルジェブリス(UK)リミテッドがその裁量で投資運用契約の条件に従ってサブ・ファンドに投資運用業務を提供するよう任命している。

投資運用会社は、運用、財務、法務、ITおよびコンプライアンス機能を専門とする部署を有している。

(後略)

(3) 大株主の状況

< 訂正前 >

投資運用会社

(後略)

< 訂正後 >

管理会社

(2020年12月末日現在)

名称	住所	所有株式数 (株)	比率 (%)
アルジェブリス・インベ ストメンツ（ルクセンブル グ）エス・エイ・アール・ エル	ルクセンブルグ、L - 2163、モント レー通り40番	全発行済株式	100%

投資運用会社

(後略)

(4) 役員の状況

< 訂正前 >

投資運用会社

(後略)

<訂正後>

管理会社

(2020年12月末日現在)

氏名	役職名	略歴	所有株式
フェリム・ケオガン (Phelim Keogan)	業務執行取締役	ケオガン氏は、2019年11月25日にアルジェブリス・ダブリンに入社した公認投資信託ディレクターである。以前は、エルメス・ファンド・マネジャーズ・アイルランドで投資部門のヘッド兼投資運用に係る被指定者（PCF-39）を務めていた。エルメスの前は、2002年から2018年までフィデリティ・インターナショナル・リミテッドで勤務しており、投資および財務部門におけるグローバル業務執行取締役に加え、複数のアイルランド企業の非業務執行取締役を務めた。同氏は、管理会社の業務執行取締役である。	該当なし
ダヴィデ・セッラ (Davide Serra)	非業務執行非独立取締役	セッラ氏は、非業務執行非独立取締役としての職務に加え、アルジェブリス・グループの最高経営責任者兼最高投資責任者を務めている。アルジェブリス・グループを設立する前は、モルガン・スタンレーのマネージング・ディレクターを務め、ヨーロッパの銀行調査チームを率い、グローバル・バンク・チームのコーディネーターを務めた。モルガン・スタンレーの前は、トップと評価されるUBSバンク・リサーチ・チームでシニア・アナリストとして勤務した。同氏は、金融サービスに関する世界有数の専門家の1人として認められており、しばしば世界の中央銀行および規制当局から政策問題について相談を受け、定期的に金融改革に関する議論に貢献している。同氏はイタリアのボッコーニ大学の卒業生であり、CEMSの修士号を取得している。	該当なし

リサ・モーテンソン (Lisa Martensson)	取締役	モーテンソン氏は、スウェーデン国民であり、2002年からアイルランドに居住している。同氏は、スウェーデンのストックホルム大学で経済学を学び、経営者協会（IOD）の会社経営のサーティフィケートおよびディプロマ（区別される。）を保有している。リサ・モーテンソン氏は、アセット・マネジメント、証券サービスおよび投資信託業界において30年以上の経験を有する。同氏は、17年間、販売、事業開発および顧客関係管理の分野において、HSBCセキュリティーズ・サービスズ内の各種上級執行役員を歴任した。2019年に、取締役会長兼クライアントエクスペリエンス部門のグローバルヘッドを務めていたHSBCセキュリティーズ・サービスズ（アイルランド）DACを退社した。1998年から2001年にかけては、ベルギー、ブリュッセルのバンク・オブ・ニューヨークの顧客サービス部門で勤務していた。それ以前は、スウェーデンおよびルクセンブルグのSEBアセット・マネジメントで10年間勤務していた。	該当なし
--------------------------------	-----	--	------

投資運用会社

（後略）

(5) 事業の内容及び営業の概況

< 訂正前 >

投資運用会社

(後略)

< 訂正後 >

管理会社

2020年12月末日現在、管理会社は、以下のファンドの管理・運用を行っている。

国別 (設立国)	種類	本数 (サブ・ファンドを 含む。)	純資産総額
アイルランド	UCITS / 譲渡可能証券への集 団投資事業	7	約85億ユーロ
ケイマン諸島	オルタナティブ投資ファン ド / ケイマン諸島籍有限責 任会社	2	約51百万ユーロ
ルクセンブルグ	オルタナティブ投資ファン ド / 変動資本を有する投資 会社	1	約385百万ユーロ
	オルタナティブ投資ファン ド / パートナースhip	3	約18億ユーロ

投資運用会社

(後略)

2 その他の関係法人の概況

(1) 名称、資本金の額及び事業の内容

< 訂正前 >

保管受託銀行

a . 名称

HSBCフランス ダブリン支店

b . 資本金 (株主資本) の額

(中略)

c . 事業の内容

保管受託銀行は、1991年11月29日にアイルランドで設立され、アイルランド中央銀行によって規制されている。保管受託銀行はイングランドおよびウェールズで設立された公開会社であるHSBCホールディングス・ピーエルシーの間接的な完全子会社である。

管理事務代行会社

(後略)

< 訂正後 >

保管受託銀行

a . 名称

HSBCコンチネンタル・ヨーロッパ

b. 資本金(株主資本)の額

(中略)

c. 事業の内容

HSBCコンチネンタル・ヨーロッパはイングランドおよびウェールズで設立された公開会社である
HSBCホールディングス・ピーエルシーの子会社である。HSBCコンチネンタル・ヨーロッパは、フラン
ス法のもとソシエテ・アノニム(société anonyme)(登録番号 775 670 284 RCS パリ)として設立
され、フランス、パリ 75116、クレバー通り 38に登録された住所を有している。

管理事務代行会社

(後略)

(2) 関係業務の概要

<訂正前>

保管受託銀行

HSBCフランス ダブリン支店は保管受託銀行としての業務を行う。

(後略)

<訂正後>

保管受託銀行

HSBCコンチネンタル・ヨーロッパは保管受託銀行としての業務を行う。

(後略)

別紙 A

< 訂正前 >

定義

本書において、以下の単語および語句は以下に示す意味を有するものとする。なお、本項において、サブ・ファンドとはアルジェブリス・ファイナンシャル・クレジット・ファンドを含む本投資法人のサブ・ファンドを意味し、投資証券とは、本投資法人のサブ・ファンドの投資証券を意味する。

「管理事務代行会社」	HSBCセキュリティーズ・サービシーズ（アイルランド）DACをいう。
「通常定款」	本投資法人の通常定款をいう。
「基準通貨」	関連するサブ・ファンドの英文目論見書補遺に明記される各サブ・ファンドの基準通貨をいう。 アルジェブリス・ファイナンシャル・クレジット・ファンドの基準通貨はユーロである。
「営業日」	いずれかのサブ・ファンドに関して、該当するサブ・ファンドの英文目論見書補遺に明記される日をいう。 アルジェブリス・ファイナンシャル・クレジット・ファンドの営業日は、取締役が別途決定し、事前に投資主に通知する場合を除き、アイルランドおよび英国で小口金融機関である銀行が営業する日である。
「アイルランド中央銀行」	本投資法人の認可および監督に責任を有するアイルランド中央銀行または後任の規制当局をいう。
「アイルランド中央銀行UCITS規則」	2013年中央銀行（監督および執行）法（第48条（1））（譲渡可能証券への集団投資事業） <u>2015年規則</u> （その後の随時の変更、補足または代替を含む。）およびアイルランド中央銀行により随時発行される関連指針をいう。 （中略）
「保管受託銀行」	HSBC <u>フランス ダブリン支店</u> をいう。
「保管契約」	本投資法人と保管受託銀行との間の2016年10月13日付保管契約（変更、 <u>再録済み</u> ）をいい、その後の随時の変更、補足、修正または再録を含む。 （中略）
「投資運用会社」	アルジェブリス（UK）リミテッドまたはその後任の会社をいう。
「投資チーム」	「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、3 投資リスク、a．リスク要因、本投資法人の限られた運用歴」に定義される意味を有する。

「投資家資金規則」

2013年中央銀行（監督および執行）法（第48条（１））ファン
ド業務提供会社のための2015年投資家資金規則をいう。

「MiFID II」

指令2014 / 65 / EUおよび2017年欧州連合（金融商品市場）規則
（その後の随時の改正または代替を含む。）をいう。

（中略）

「特定米国人」

（ ）米国の市民もしくは居住者、（ ）米国で設立された
か、もしくは米国法もしくは米国の一切の州法に基づき設立さ
れたパートナーシップもしくは法人、（ ）（ a ）米国内の裁
判所が適用ある法律に基づき信託の管理に関する大部分の事項
に関する命令もしくは判決を行う権限を有し、かつ、（ b ）一
もしくは複数の米国人が信託のすべての実質的な決定を支配す
る権限を有する場合は、当該信託、または（ ）米国の市民も
しくは居住者である故人財団をいう。ただし、以下を除く：
（ 1 ）その株式が一もしくは複数の確立された証券市場におい
て定期的に取り引されている法人、（ 2 ）上記（ ）に記載する
法人と同一の拡大関連者グループ（米国内国歳入法第1471条
（ e ）（ 2 ）に定義される。）の一員である法人、（ 3 ）米国
政府もしくはその全額出資機関もしくは外郭機関、（ 4 ）米国
の州、準州、これらの行政区、もしくはこれらの一切の全額出
資機関もしくは外郭機関、（ 5 ）米国内国歳入法第501条
（ a ）に基づく免税組織もしくは同法第7701条（ a ）（ 37 ）に
定義される個人退職プラン、（ 6 ）米国内国歳入法第581条に
定義される銀行、（ 7 ）米国内国歳入法第856条に定義される
不動産投資信託、（ 8 ）米国内国歳入法第851条に定義される
規制された投資会社もしくは1940年投資会社法（合衆国法典第
15編第80a - 64条）に基づき米国証券取引委員会に登録された
法主体、（ 9 ）米国内国歳入法第584条（ a ）に定義される共
同信託基金、（ 10 ）米国内国歳入法第664条（ c ）に基づく免
税信託もしくは同法第4947条（ a ）（ 1 ）に記載される信託、
（ 11 ）証券、商品もしくはデリバティブ金融商品（想定元本契
約、先物、先渡およびオプションを含む。）の取引業者であっ
て、米国法もしくはその一切の州法に基づきかかる取引業者と
して登録されているもの、または（ 12 ）米国内国歳入法第6045
条（ c ）に定義される仲介業者ブローカー。この定義は、米国内
国歳入法に従い解釈されるものとする。

（後略）

<訂正後>

定義

本書において、以下の単語および語句は以下に示す意味を有するものとする。なお、本項において、サブ・ファンドとはアルジェブリス・ファイナンシャル・クレジット・ファンドを含む本投資法人のサブ・ファンドを意味し、投資証券とは、本投資法人のサブ・ファンドの投資証券を意味する。

「管理事務代行会社」	HSBCセキュリティーズ・サービシーズ（アイルランド）DACをいう。
「 <u>管理事務代行契約</u> 」	<u>本投資法人、管理会社および管理事務代行会社の間の2020年12月31日付管理事務代行契約（変更、再録済み）をいい、その後の随時の変更、補足、修正または再録を含む。</u>
「通常定款」	本投資法人の通常定款をいう。
「基準通貨」	関連するサブ・ファンドの英文目論見書補遺に明記される各サブ・ファンドの基準通貨をいう。 アルジェブリス・ファイナンシャル・クレジット・ファンドの基準通貨はユーロである。
「 <u>ベンチマーク規則</u> 」	<u>規則（EU）2016 / 1011をいう。（その後の随時の変更、統合または置換えを含む。）</u>
「営業日」	いずれかのサブ・ファンドに関して、該当するサブ・ファンドの英文目論見書補遺に明記される日をいう。 アルジェブリス・ファイナンシャル・クレジット・ファンドの営業日は、取締役が別途決定し、事前に投資主に通知する場合を除き、アイルランドおよび英国で小口金融機関である銀行が営業する日である。
「アイルランド中央銀行」	本投資法人の認可および監督に責任を有するアイルランド中央銀行または後任の規制当局をいう。
「 <u>アイルランド中央銀行要件</u> 」	<u>本投資法人、各サブ・ファンド、管理会社および／または保管受託銀行に適用される本規則、アイルランド中央銀行UCITS規則および随時発せられるアイルランド中央銀行のその他の命令、規制、規則、条件、通知、要求または法的拘束力のあるガイダンスをいう。</u>
「アイルランド中央銀行UCITS規則」	2013年中央銀行（監督および執行）法（第48条（1））（譲渡可能証券への集団投資事業）2019年規則（その後の随時の変更、補足または代替を含む。）およびアイルランド中央銀行により随時発行される関連指針をいう。

（中略）

「保管受託銀行」	HSBC <u>コンチネンタル・ヨーロッパ</u> をいう。
「保管契約」	本投資法人与保管受託銀行との間の2016年10月13日付保管契約（変更、 <u>補足済み</u> ）をいい、その後の随時の変更、補足、修正または再録を含む。 （中略）
「投資運用会社」	アルジェブリス（UK）リミテッドまたはその後任の会社をいう。
<u>「投資運用契約」</u>	<u>本投資法人、管理会社および投資運用会社の間の投資運用契約（変更、再録済み）をいい、投資運用会社が特定のサブ・ファンドに対する投資運用会社として任命されていることに従ったその後の随時の変更、補足、修正または再録を含む。</u>
「投資チーム」	「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、3 投資リスク、a．リスク要因、本投資法人の限られた運用歴」に定義される意味を有する。
「投資家資金規則」	2013年中央銀行（監督および執行）法（第48条（1）） <u>2017年（投資会社）規則をいう。（その後の随時の変更、統合または置換えを含む。）</u>
<u>「管理会社契約」</u>	<u>本投資法人および管理会社の間の2020年12月31日付管理会社契約をいい、アイルランド中央銀行の要件に従ったその後の随時の変更、補足、修正または再録を含む。</u>
<u>「管理会社」</u>	<u>アルジェブリス・インベストメンツ（アイルランド）リミテッドまたはその後任の会社をいう。</u>
「MiFID II」	指令2014 / 65 / EUおよび2017年欧州連合（金融商品市場）規則（その後の随時の改正または代替を含む。）をいう。 （中略）

「特定米国人」

() 米国の市民もしくは居住者、() 米国で設立されたか、もしくは米国法もしくは米国の一切の州法に基づき設立されたパートナーシップもしくは法人、() (a) 米国内の裁判所が適用ある法律に基づき信託の管理に関する大部分の事項に関する命令もしくは判決を行う権限を有し、かつ、(b) 一もしくは複数の米国人が信託のすべての実質的な決定を支配する権限を有する場合は、当該信託、または() 米国の市民もしくは居住者である故人財団をいう。ただし、以下を除く：

(1) その株式が一もしくは複数の確立された証券市場において定期的に取引されている法人、(2) 上記() に記載する法人と同一の拡大関連者グループ(内国歳入法第1471条(e) (2) に定義される。)の一員である法人、(3) 米国政府もしくはその全額出資機関もしくは外郭機関、(4) 米国の州、準州、これらの行政区、もしくはこれらの一切の全額出資機関もしくは外郭機関、(5) 内国歳入法第501条(a) に基づく免税組織もしくは同法第7701条(a) (37) に定義される個人退職プラン、(6) 内国歳入法第581条に定義される銀行、(7) 内国歳入法第856条に定義される不動産投資信託、(8) 内国歳入法第851条に定義される規制された投資会社もしくは1940年投資会社法(合衆国法典第15編第80a - 64条) に基づき米国証券取引委員会に登録された法主体、(9) 内国歳入法第584条(a) に定義される共同信託基金、(10) 内国歳入法第664条(c) に基づく免税信託もしくは同法第4947条(a) (1) に記載される信託、(11) 証券、商品もしくはデリバティブ金融商品(想定元本契約、先物、先渡およびオプションを含む。)の取引業者であって、米国法もしくはその一切の州法に基づきかかる取引業者として登録されているもの、(12) 内国歳入法第6045条(c) に定義される仲介業者ブローカー、または(13) 第403条(b) プランまたは第457条(g) プランに基づく一切の免税信託。この定義は、内国歳入法に従い解釈されるものとする。

(後略)

別紙D

<訂正前>

金融デリバティブ商品および投資手法

(中略)

14. サブ・ファンドのために将来のコミットメントを発生させるまたは発生させる可能性のあるFDIの取引は、以下のとおりカバーされなければならない。

- () 自動的にまたはサブ・ファンドの裁量により現金決済されるFDIの場合、サブ・ファンドは常に、エクスポージャーをカバーするのに十分な流動資産を保有していなければならない。
- () また、原資産の現物引渡しを必要とするFDIの場合、その資産はサブ・ファンドによって常に保有されなければならない。その代わりに、サブ・ファンドは、以下の場合、十分な流動性資産によりエクスポージャーをカバーすることができる。
 - (A) 原資産が非常に流動性の高い固定利付証券から構成されている場合、および/または
 - (B) サブ・ファンドが、原資産を保有する必要なくエクスポージャーを十分にカバーできると考えており、特定のFDIが以下に述べるリスク管理プロセスで取り扱われており、かつ、英文目論見書に詳細が記載されている場合。

(中略)

22. 担保は、常に以下の基準を満たさなければならない。

(中略)

- () 発行体の信用度：受領される担保は、高い信用度を有していなければならない。本投資法人は、以下を確保するものとする。
 - () 発行体がESMAにより登録および監督された機関による信用格付を受けた場合、信用評価プロセスにおいて本投資法人により当該格付が考慮されること。
 - () () に言及する信用格付機関により、発行体が2つの最高位の短期信用格付未滿に格下げされた場合には、本投資法人は、遅滞なく、発行体の新たな信用評価を実施すること。

(後略)

<訂正後>

金融デリバティブ商品および投資手法

(中略)

14. サブ・ファンドのために将来のコミットメントを発生させるまたは発生させる可能性のあるFDIの取引は、以下のとおりカバーされなければならない。

- () 自動的にまたはサブ・ファンドの裁量により現金決済されるFDIの場合、サブ・ファンドは常に、エクスポージャーをカバーするのに十分な流動資産を保有していなければならない。
- () また、原資産の現物引渡しを必要とするFDIの場合、その資産はサブ・ファンドによって常に保有されなければならない。その代わりに、サブ・ファンドは、以下の場合、十分な流動性資産によりエクスポージャーをカバーすることができる。
 - (A) 原資産が非常に流動性の高い固定利付証券から構成されている場合、および/または
 - (B) 管理会社が、原資産を保有する必要なくエクスポージャーを十分にカバーできると考えており、特定のFDIが以下に述べるリスク管理プロセスで取り扱われており、かつ、英文目論見書に詳細が記載されている場合。

(中略)

22. 担保は、常に以下の基準を満たさなければならない。

(中略)

- () 発行体の信用度：受領される担保は、高い信用度を有していなければならない。管理会社は、以下を確保するものとする。
- () 発行体がESMAにより登録および監督された機関による信用格付を受けた場合、信用評価プロセスにおいて管理会社により当該格付が考慮されること。
- () () に言及する信用格付機関により、発行体が2つの最高位の短期信用格付未滿に格下げされた場合には、管理会社は、遅滞なく、発行体の新たな信用評価を実施すること。

(後略)